

令和5年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会 次第

日時：令和5年8月4日(金) 13:30～16:30

場所：アークホテル岡山 2階 葵

1 開 会

2 挨 拶

3 協議事項

(1) 多面的機能支払交付金の令和4年度実施状況及び第2期最終評価について

(2) 中山間地域等直接支払交付金の令和4年度実施状況及び棚田加算の目標設定について

(3) 環境保全型農業直接支払交付金の令和4年度実施状況について

4 閉 会

岡山県日本型直接支払等推進委員会 名簿

令和5年8月4日(金)

アークホテル岡山 2階 葵

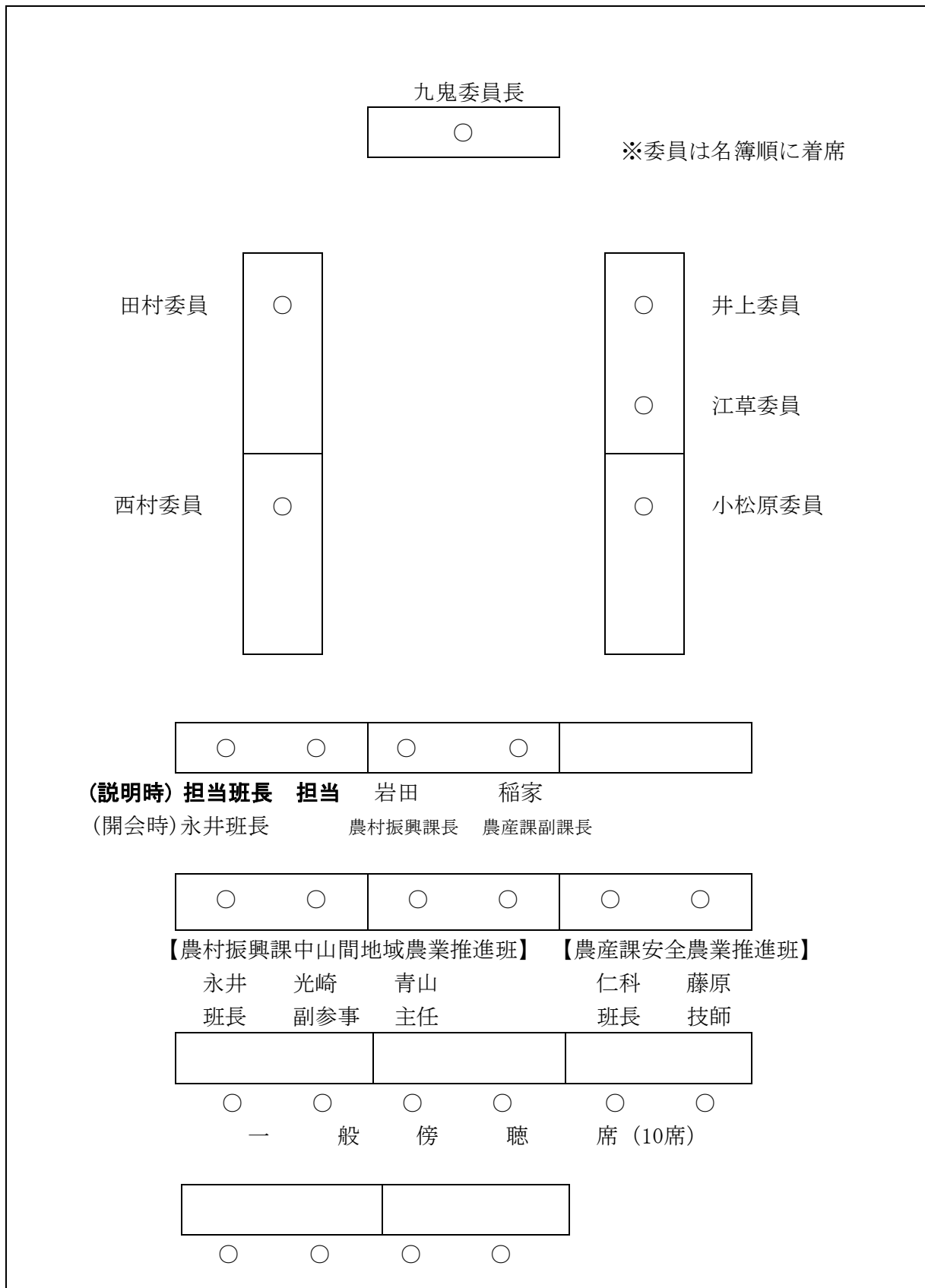
所 属		役 職	氏 名	備 考
委 員	元 県職員（普及指導員）		井上 康子	
	(株)バイトマーク (シニア野菜ソムリエ)	代 表	江草 聡美	
	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教 授	九鬼 康彰	委員長
	山陽新聞論説委員会	委 員	小松原 竜司	
	岡山大学大学院 環境生命科学研究科	准教授	駄田井 久	欠 席
	岡山県商工会連合会	会 長	田村 正敏	
	(一社)岡山県婦人協議会	副会長	中川 初美	欠 席
	(一財)岡山経済研究所	主任研究員	西村 宰	

(敬称略 五十音順)

岡 山 県	農村振興課（事務局）	課 長	岩田 則和	
	中山間地域農業推進班 (多面的機能支払) (中山間地域等直接支払)	総括副参事	永井 治義	
		副参事	光崎 則昭	
		主 任	青山 真	
	農産課	副課長	稲家 誠	
	安全農業推進班 (環境保全型農業直接支払)	総括参事	仁科 寿	
		技 師	藤原 彩夏	

岡山県日本型直接支払等推進委員会 配席図

令和5年8月4日 13:30~16:30
 アークホテル岡山 2階 葵



傍 聴 要 領

岡山県日本型直接支払等推進委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻 15 分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

岡山県日本型直接支払等推進委員会設置要領

(目的)

第1条 本県における日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払)の実施及び農業振興地域制度の運営に当たり、透明性を確保し、明確かつ客観的な基準の下に適正な執行を行うため、岡山県日本型直接支払等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 多面的機能支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検、対象組織の取組の評価等に関すること。
- イ 活動組織の取組状況の評価及び指導助言に関すること。

(2) 中山間地域等直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関すること。
- イ 市町村における地域指定状況の評価に関すること。
- ウ 知事の定める特認基準についての検討等に関すること。

(3) 環境保全型農業直接支払制度に係る事項

- ア 交付金の実行状況の点検に関すること。
- イ 農業者団体等の取組の評価及び指導助言に関すること。

(4) 農業振興地域制度に係る事項

岡山県農業振興地域整備基本方針の作成(変更)への意見に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する
こと。

(委員の構成)

第3条 委員会は、次の区分の委員8名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) マスコミ関係者
- (3) 経済・消費者団体関係者等

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年間とする。

2 委員が都合により辞任した場合、必要に応じ、委員会の同意により、委員を補充するものとし、その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は必要に応じて召集し、委員長が議長を務める。

(事務局)

第7条 事務局は岡山県農林水産部農村振興課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

岡山県日本型直接支払等推進委員会委員名簿

令和5年7月現在

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	九鬼 康彰	岡山大学大学院環境生命科学研究科・教授 (工学部)	
	駄田井 久	岡山大学大学院環境生命科学研究科・准教授 (農学部)	
マスコミ関係者	小松原 竜司	山陽新聞論説委員会・委員	
経済・消費団体関係者等	井上 康子	普及指導員 (元県職員 元専門技術員 地域資源活用担当)	
	江草 聡美	株式会社バイトマーク シニア野菜ソムリエ	
	田村 正敏	岡山県商工会連合会・会長	
	中川 初美	(一社)岡山県婦人協議会・副会長	
	西村 宰	(一財)岡山経済研究所・主任研究員	

※区分内で五十音順

任期：令和2年～6年度

令和4年度 多面的機能支払交付金の実施状況

令和5年8月
岡山県農林水産部

多面的機能支払交付金の概要

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全や水源かん養等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、これまで地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の維持や発揮に支障が生じている。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念されている。

多面的機能支払

農地維持支払

対象者：農業者等により構成される活動組織

多面的機能を支える共同活動を支援

- ①水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動
- ②農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ③保安全管理構想の作成等

交付単価

田	3,000円/10a
畑	2,000円/10a
草地	250円/10a



水路の泥上げ

資源向上支払

※ 農地維持支払と併せて取り組むことが必要

対象者：農業者及び地域住民等で構成される活動組織

地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

- ①施設の軽微な補修（農地・水路・道路・ため池）
- ②農村環境保全活動（生態系保全・景観形成等）
- ③多面的機能の増進を図る活動（鳥獣害防止柵設置等）

田	2,400円/10a
畑	1,440円/10a
草地	240円/10a

- ※ 5年以上経過した地区及び施設の長寿命化に併せて取り組む場合は**交付単価の75%**
- ※ ③多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は**交付単価の5/6**
- ※ ③多面的機能の更なる増進、農村協働力深化に向けた活動を行う場合は加算措置あり



生物調査【生態系保全】

施設の長寿命化のための活動を支援

- ①施設の長寿命化のための活動
（水路や農道などの施設の更新）
（施設の老朽化部分の補修）

田	4,400円/10a
畑	2,000円/10a
草地	400円/10a

- ※ 広域活動の条件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織は**交付単価の5/6**
- ※ 活動組織、1集落当たりの上限額は200万円



老朽化した既設水路の更新

活動計画書に位置付けた「交付対象面積」により交付額を算定
[負担割合： 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4]

期待される効果

- 施設の適正な管理を行うことで多面的機能の維持・発揮・増進が見込まれる。
- 地域ぐるみの活動による集落機能の維持・強化が見込まれる。
- 施設の管理を地域で支えて、担い手の負担軽減や規模拡大を後押しする。
- 集落の共同活動等により、地域の活性化が図られる。

令和4年度 多面的機能支払交付金の実施状況

【農地維持支払】

農地維持支払交付金とは、農地・農業用水等の地域資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの日常管理と、地域資源の適切な保全管理のための体制づくり等の推進活動を行う組織に対する支援である。

交付金額：497,030千円（令和3年度：465,718千円 対前年比：1.07倍）

	令和3年度 A	令和4年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
市町村数	26	26	0	1.00倍
対象組織数	529	501	▲28	0.95倍
取組面積 (ha)	16,155	17,220	1,065	1.07倍
カバー率(参考)	27.1%	28.9%	1.8%	1.07倍

※カバー率計算：農振農用地面積は令和元年12月、岡山県農林水産部農村振興課調べ。

○対象組織当たり平均面積：34.4ha（全国平均：88.0ha）

○保全管理する施設(※R3)：水路 5,281km

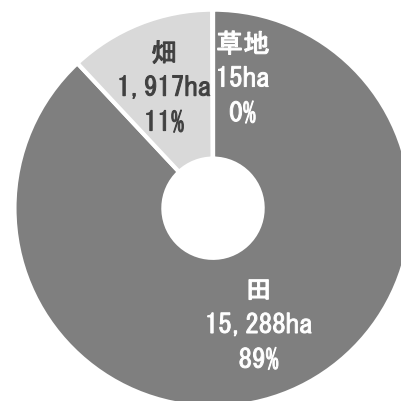
農道 2,701km

ため池 1,315箇所

○地目別取組状況：田 15,288ha（89%） R3:14,293ha（88%）

（右図参照） 畑 1,917ha（11%） R3: 1,844ha（11%）

草地 15ha（0%） R3: 18ha（1%）



【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：岡山市 65組織(-1)、津山市 59組織(±0)、吉備中央町 55組織(-2)

○取組面積：岡山市 3,945ha(+140)、津山市 2,201ha(-2)、美作市 1,573ha(+1,080)

○取組を実施していない市町村：里庄町

《参考：全国の状況》

農地維持支払は、47都道府県で取組。

	令和2年度 A	令和3年度 B	前年との差 B - A	対前年度 B / A
取組市町村数	1,443	1,447	4	1.00倍
取組組織数	26,233	26,258	25	1.00倍
取組面積 (ha)	229万1千	231万1千	2万	1.01倍

※参考値：全国平均カバー率56%（令和3年度実績）

※R4年度実績値：公表されていない

【資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）とは、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成等の農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援。

交付金額：264,178千円（令和3年度：245,309千円 対前年比：1.08倍）

	令和3年度 A	令和4年度 B	前年との差 B-A	対前年度 B/A
市町村数	23	24	1	1.04倍
対象組織数	392	366	▲26	0.93倍
取組面積 (ha)	13,757	14,904	1,147	1.08倍
カバー率(参考)	23.1%	25.0%	1.9%	1.08倍

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：岡山市 59組織(-1)、吉備中央町 55組織(-2)、津山市 47組織(+1)

○取組面積：岡山市 3,864ha(+142)、津山市 2,095ha(+6)、美作市 1,573ha(+1,129)

《参考：全国の状況》

資源向上支払(共同活動)は、46都道府県で取組。

	令和2年度	令和3年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	1,301	1,309	8	1.01倍
取組組織数	20,815	20,878	63	1.00倍
取組面積 (ha)	204万2千	206万3千	2万1千	1.01倍

【資源向上支払（施設の長寿命化のための活動）】

資源向上支払(施設の長寿命化のための活動)とは、老朽化した農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援である。

交付金額：283,165千円（令和3年度：263,985千円 対前年比：1.07倍）

	令和3年度 A	令和4年度 B	前年との差 B-A	対前年度 B/A
市町村数	19	19	0	1.00倍
対象組織数	203	194	▲9	0.96倍
取組面積 (ha)	8,114	9,427	1,313	1.16倍
カバー率(参考)	13.6%	15.8%	2.2%	1.16倍

◆対象施設(※R3)：水路 636km、農道 270km、ため池 141箇所

【市町村別の取組状況】 ※大きい順に、()の数字は前年比

○組織数：津山市 36組織(±0)、吉備中央町 32組織(±0)、鏡野町 26組織(±0)

○取組面積：津山市 1,937ha(-1)、美作市 1,573ha(+1,129)、吉備中央町 922ha(-23)

《参考：全国の状況》

資源向上支払(施設の長寿命化)は、47都道府県で取組。

	令和2年度	令和3年度	前年との差	対前年度
取組市町村数	901	919	18	1.02倍
取組組織数	11,116	11,175	59	1.01倍
取組面積 (ha)	75万8千	76万5千	7千	1.01倍

令和4年度 多面的機能支払の取組状況

R4年度実績

市町村名	農振農用地面積(ha)				農地維持支払							資源向上支払【共同活動】						資源向上支払【長寿命化】					
					交付対象面積(ha)				カバ一率(%)	支援総額(千円)	地区数	交付対象面積(ha)				支援総額(千円)	地区数	交付対象面積(ha)				支援総額(千円)	地区数
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計				田	畑	草地	計			田	畑	草地	計		
岡山市	11,947	1,885	178	14,010	3,681	263	0	3,945	28.2%	115,708	65	3,604	259	0	3,864	70,148	59	0	0	0	0	0	0
玉野市	711	165	0	876	416	27	0	443	50.5%	13,014	2	397	27	0	424	7,515	1	397	27	0	424	13,617	1
備前市	434	55	8	497	133	10	0	143	28.7%	4,185	10	72	9	0	81	1,775	4	87	8	0	95	2,858	5
瀬戸内市	1,612	589	7	2,208	267	89	0	356	16.1%	9,794	9	242	82	0	324	5,381	6	177	80	0	256	7,091	4
赤磐市	2,092	410	0	2,502	303	71	0	375	15.0%	10,527	17	200	12	0	213	4,454	10	0	0	0	0	0	0
和気町	858	92	0	951	253	15	2	269	28.3%	7,880	19	59	2	0	62	1,091	3	43	1	0	44	1,458	2
吉備中央町	1,920	432	54	2,406	985	208	0	1,193	49.8%	33,709	55	985	208	0	1,193	20,090	55	763	159	0	922	27,788	32
備前局	19,574	3,628	247	23,449	6,039	682	2	6,723	28.7%	194,817	177	5,560	600	0	6,160	110,454	138	1,467	274	0	1,741	52,812	44
倉敷市	2,137	682	0	2,819	370	0	0	370	13.1%	11,106	1	313	0	0	313	5,629	1	774	0	0	774	25,750	1
笠岡市	643	921	5	1,569	244	555	0	799	50.9%	18,433	11	60	553	0	613	7,126	6	44	551	0	595	2,753	2
井原市	950	758	59	1,767	311	78	0	389	22.0%	10,896	9	311	78	0	389	6,624	9	166	63	0	229	6,491	4
総社市	1,783	129	0	1,912	53	1	0	54	2.8%	1,620	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高梁市	1,848	1,584	43	3,475	167	51	10	229	6.6%	6,073	24	54	32	9	96	1,445	8	0	0	0	0	0	0
新見市	2,290	1,174	414	3,878	301	6	0	306	7.9%	9,136	27	60	2	0	62	1,112	5	36	1	0	37	1,219	3
浅口市	430	252	0	682	300	100	0	400	58.8%	11,000	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
早島町	69	1	0	70	69	0	0	70	98.9%	2,087	1	69	0	0	70	1,391	1	0	0	0	0	0	0
里庄町	42	20	0	62	※ 現在のところ取組予定はない。																		
矢掛町	737	93	114	944	311	29	0	339	36.0%	9,897	10	311	29	0	339	6,130	10	154	21	0	175	5,442	4
備中局	10,930	5,615	634	17,178	2,128	820	10	2,957	17.2%	80,248	85	1,178	693	9	1,881	29,456	40	1,174	636	0	1,810	41,858	14
津山市	3,815	333	105	4,252	2,105	96	0	2,201	51.8%	65,101	59	2,002	93	0	2,095	39,267	47	1,852	85	0	1,937	62,934	36
真庭市	3,476	500	1,099	5,074	390	7	0	397	7.8%	11,851	19	360	6	0	366	6,734	15	92	2	0	94	3,101	3
美作市	2,394	227	0	2,621	1,514	58	0	1,573	60.0%	46,596	1	1,514	58	0	1,573	28,048	1	1,514	58	0	1,573	52,101	1
新庄村	195	13	127	335	122	3	0	125	37.4%	3,729	10	84	0	0	84	1,510	6	77	3	0	80	2,807	6
鏡野町	1,468	36	185	1,689	771	29	0	800	47.4%	23,712	44	701	27	0	728	13,594	35	445	20	0	465	15,114	26
勝央町	944	347	0	1,292	313	45	0	358	27.7%	10,293	19	128	32	0	160	2,992	9	52	19	0	71	2,019	6
奈義町	660	35	0	695	611	0	0	611	87.9%	18,323	18	547	0	0	547	9,704	15	594	0	0	594	17,997	17
西粟倉村	124	1	0	125	15	0	0	15	12.2%	452	2	15	0	0	15	299	2	0	0	0	0	0	0
久米南町	909	186	14	1,109	411	79	0	490	44.2%	13,909	21	264	64	0	327	5,436	12	366	68	0	434	13,208	17
美咲町	1,439	155	144	1,737	869	96	3	968	55.7%	27,999	46	869	96	3	968	16,685	46	571	53	3	627	19,817	24
美作局	15,423	1,831	1,674	18,928	7,121	415	3	7,539	39.8%	221,966	239	6,483	377	3	6,864	124,268	188	5,564	309	3	5,876	188,897	136
岡山県	45,927	11,074	2,555	59,555	15,288	1,917	15	17,220	28.9%	497,030	501	13,221	1,670	13	14,904	264,178	366	8,205	1,218	3	9,427	283,165	194

※農振農用地面積は令和元年12月、岡山県農林水産部農村振興課 調べ

多面的機能支交付金（農地維持支払） 実施状況の推移

年度	第1期					第2期				
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5以降
H26 活動開始	活動期間：H26－H30 交付対象面積：2,053ha 活動組織数：110組織					活動期間：R1－R5 交付対象面積：2,314ha 活動組織数：107組織				
H27 活動開始	活動期間：H27－R1 交付対象面積：2,068ha 活動組織数：112組織					活動期間：R2－R6 交付対象面積：2,625ha 活動組織数：110組織				
H28 活動開始	活動期間：H28－R2 交付対象面積：1,732ha 活動組織数：59組織					活動期間：R3－R7 交付対象面積：2,034ha 活動組織数：64組織				
H29 活動開始	活動期間：H29－R3 交付対象面積：415ha 活動組織数：24組織					活動期間：R4－R8 交付対象面積：2,152ha 活動組織数：31組織				
H30 活動開始	活動期間：H30－R4 交付対象面積：407ha 活動組織数：21組織					活動期間：R5－R9 交付対象面積：未確定 活動組織数：未確定				

お問い合わせ先

活動組織、広域活動組織向け

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111 (内線27-876)	北海道 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600 (内線3565)	新潟県、富山県、石川県、福井県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161 (内線3563)	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 (内線2567)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511 (内線2671)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111 (内線4779)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031 (内線83334)	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(電話) 03-3502-8111 (内線5618)

高めよう 地域協働の力!
多面的機能支払交付金



令和5年度 改正のポイント



令和5年4月

農林水産省

事務が簡素化されます

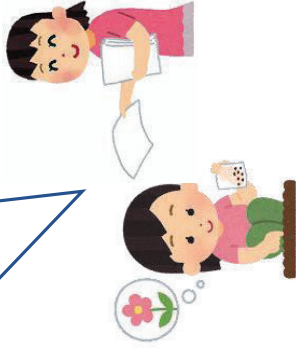
「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目の変更に係る手続き簡素化

◆これまで
資源向上支払（共同）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合は申請が必要

柔軟に活動することができるようになる

◆これから
申請ではなく変更計画書の届出とします。
※加算単価に変更がある場合は、引き続き申請が必要です。

申請・・・市町村の認定が必要。
届出・・・市町村の認定が不要。



活性化計画に多面の活動を定める場合、事業計画書の提出が不要

農用地等の保全を定めた活性化計画（農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項に規定する活性化計画）を作成しており、その添付書類として

- ・様式第1-1号 事業計画の認定申請書
- ・様式第1-2号 事業計画書
- ・様式第1-3号 活動計画書
- ・様式第1-4号 長寿命化整備計画書
- ・様式第1-5号 工事に関する確認書

を既に提出している場合は

上記様式第1-1号から第1-5号の提出が不要となります。

地域計画に定める場合、地域資源保全管理構想の作成が不要

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合、**地域資源保全管理構想の作成が不要**となります。

先進技術による現地確認が可能とわかるようになりました



これまでも実施可能でありましたが、現地確認の負担軽減を推進するため、**人工衛星やドローン等を用いた現地確認が可能であること**を実施要領に明記します。

様式はそのまま

これまで、毎年度様式を変更してきておりましたが、令和5年度は**様式の変更がありません**。

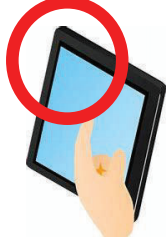
変更がないから昨年と同じように申請できるね

※ただし、5年に1度の提出となっている様式第1-1号 事業計画の認定申請書は変更あり



電子申請が可能になります

eMAFF申請ができるようになります



スマホやタブレット、パソコンなどから交付金申請が行えるよう、**共通申請サービス（eMAFF）による行政手続きのオンライン化へ対応**します。

市町村への提出資料の留意点

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は活動組織の作成・保管も不要）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	×
領収書・通帳の写し	○	×
総会資料・議事録	○	×
活動写真	×	×



「○」…義務あり、「×」…義務ではない

書類の比較

また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、**電磁的記録により保管が可能なのは、電磁的記録での保管をすることもできます**。



資料No. 2-1

令和5年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会

令和4年度

中山間地域等直接支払交付金の概要

令和5年8月

岡山県農林水産部

中山間地域等直接支払交付金の概要

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域における多面的機能の維持・増進を図るため、農業生産活動を通じて荒廃農地の発生を防止するなど、集落ぐるみの共同活動を行う農業者等に対し交付金を交付する制度。

1 事業内容

- (1) 実施期間 令和2年度～令和6年度（第5期対策）
- (2) 対象地域 特定農山村法、山村振興法、棚田振興法、過疎法等の指定地域及び知事指定地域
- (3) 対象農用地 次の要件に該当する1ha以上のまとまりのある農振農用地
- ・急傾斜農用地（田1/20以上、畑等15度以上）
 - ・市町村長が必要と認めた緩傾斜農用地（田1/100以上、畑等8度以上）
- (4) 対象者 集落等で協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等
- (5) 対象行為

ア 基礎単価

集落協定に基づき、荒廃農地の発生防止などの農業生産活動等を継続して実施

イ 体制整備単価

集落全体の将来像や課題、対策を示した集落戦略の作成

区分	傾斜区分	交付単価(10a当たり円)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

2 第5期の主な変更点

- ア 体制整備単価の受給要件について、協定参加者の話し合いをもとに集落全体の将来像や課題、対策を明らかにする「集落戦略」を作成することに一本化。
- イ 加算措置について、新たな人材の確保や生産性向上、他の集落内の対象農用地を含めるなどの取組を対象とする加算を新設、拡充。
- ウ 対象地域について「指定棚田地域」を追加し、加算措置に「棚田地域振興活動加算」を新設。
- エ 農業生産活動等の継続ができなくなった場合の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。

3 実施状況の概要

区分	協定締結数			集落協定参加農業者数(人)	交付金交付面積 (ha)			交付金額(百万円)
		うち基礎単価	うち体制整備単価			うち基礎単価	うち体制整備単価	
令和4年度	1,258	224	1,034	17,989	11,844	1,433	10,412	1,856
前年度比較	4	▲8	12	▲20	122	▲46	168	32
令和3年度	1,254	232	1,022	18,009	11,722	1,479	10,244	1,824

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

令和4年度 市町村別実施状況

単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数						集落協定 参加 農業者数 (人)	交付面積						交付金額			
	集落 協定	うち 体制 整備	個別 協定	うち 体制 整備	計	うち 体制 整備		集落 協定	個別 協定	計 (ha) (A)	基礎 単価 面積	体制 整備 単価 面積 (B)	体制 整備 単価率 (B)/(A)	集落 協定	個別 協定	計 (千円)	
備 前	岡山市	44	31	3	3	47	34	721	282	28	310	65	245	79%	40,510	4,101	44,610
	玉野市	1				1		15	5		5	5			499		499
	備前市	11	7			11	7	151	75		75	21	54	72%	10,399		10,399
	瀬戸内市	3				3		32	9		9	9			949		949
	赤磐市	44	37			44	37	699	520		520	48	472	91%	92,332		92,332
	和気町	33	12			33	12	372	195		195	129	66	34%	32,222		32,222
	吉備中央町	162	162	14	14	176	176	2,046	1,601	118	1,719		1,719	100%	276,388	20,038	296,426
小計(7)	298	249	17	17	315	266	4,036	2,687	146	2,832	276	2,556	90%	453,299	24,139	477,437	
備 中	倉敷市	4				4		28	10		10	10			1,573		1,573
	笠岡市	5	5			5	5	91	17		18		18	100%	3,741		3,741
	井原市	11	11			11	11	170	72		72		72	100%	14,471		14,471
	総社市	10	7			10	7	143	68		68	22	46	68%	13,361		13,361
	高梁市	116	86	4	2	120	88	1,321	842	31	874	173	701	80%	147,224	3,748	150,971
	新見市	121	89	1	1	122	90	1,290	933	2	935	171	764	82%	128,162	405	128,568
	浅口市	1	1			1	1	16	14		14		14	100%	1,454		1,454
	矢掛町	12	7			12	7	190	79		79	19	60	76%	13,641		13,641
小計(8)	280	206	5	3	285	209	3,249	2,035	33	2,069	394	1,675	81%	323,627	4,153	327,780	
美 作	津山市	135	133	3	3	138	136	2,224	1,487	10	1,497	18	1,479	99%	235,714	1,487	237,200
	真庭市	162	89			162	89	2,545	1,500		1,500	568	932	62%	188,659		188,659
	美作市	80	69	5	5	85	74	1,799	943	31	974	85	890	91%	134,120	2,643	136,763
	新庄村	15	15			15	15	198	165		165		165	100%	25,280		25,280
	鏡野町	99	97			99	97	883	539		539	10	529	98%	83,548		83,548
	勝央町	9	9			9	9	143	47		47		47	100%	9,924		9,924
	奈義町	19	19			19	19	720	614		614		614	100%	71,838		71,838
	西粟倉村	14	14			14	14	211	107		107		107	100%	15,635		15,635
	久米南町	35	32			35	32	750	646		646	33	613	95%	130,370		130,370
	美咲町	82	74			82	74	1,231	854		854	49	805	94%	151,656		151,656
小計(10)	650	551	8	8	658	559	10,704	6,902	41	6,943	763	6,181	89%	1,046,744	4,130	1,050,874	
県計(25)	1,228	1,006	30	28	1,258	1,034	17,989	11,624	220	11,844	1,433	10,412	88%	1,823,670	32,422	1,856,091	

(注)集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

資料No. 2-2

令和5年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会

令和4年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和5年8月

岡山県農林水産部

目次

	Page
1 協定の概要 -----	1
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 協定締結数	
(3) 交付金交付面積	
(4) 交付金額	
(5) 協定参加者等	
(6) 協定の平均的な姿	
(7) 集落協定の規模別協定数	
2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額 -----	5
3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等 -----	6
4 市町村別協定取組内訳 -----	7
5 集落協定における農業生産活動等の実施状況-----	8
(1) 集落マスタープランの内容	
(2) 耕作放棄の防止等の活動	
(3) 水路・農道等の管理活動	
(4) 多面的機能を増進する活動	
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況---	11
(1) 集落戦略の作成状況	
(2) 集落戦略作成に向けた活動状況	
(3) 提出済みの集落戦略の内容	
7 加算措置の取組状況 -----	14
8 集落協定における交付金の使用方法等 -----	14
(1) 交付金の配分状況	
(2) 共同取組活動への使用状況	
 〔参考〕	
中山間地域等直接支払制度(令和2～6年度)のあらまし -----	16
 中山間地域等直接支払制度対象地域図	
 協定の取組活動事例	

令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

※（ ）はR3年度との対比

- 協定締結市町村：25市町村（増減なし）
- 協定締結数：1,258協定（4協定増、0.3%増）
- 交付金交付面積：11,844ha（122ha増、1.0%増）
- 交付金額：1,856百万円（32百万円増、1.8%増）
- 集落協定の参加農業者：17,989人（20人減、0.1%減）

1 協定の概要

(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

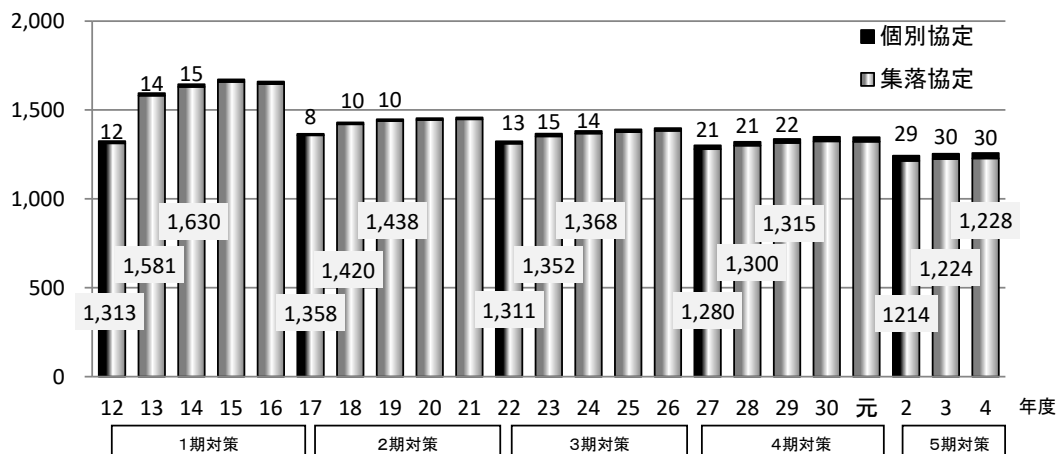
直接支払対象農用地を有する25市町村全てで市町村促進計画が策定され、協定に基づく活動が実施されている。

区 分		市 町 村 名	
対象地域 (25)	促進計画 策定済 (25)	協定締結 有 (25)	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
		未締結 (0)	—
非対象地域 (2)			早島町、里庄町

注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域（全域又は一部）を有する市町村

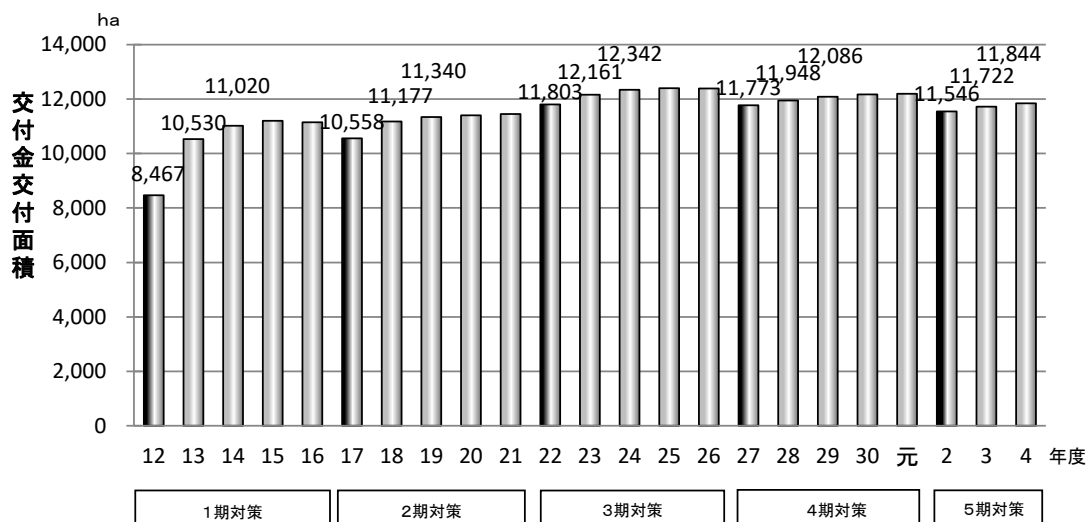
(2) 協定締結数

協定締結数は、令和3年度に比べて4協定(新規11協定、統合2協定(7協定→2協定)、廃止2協定)増加し、1,258協定となった。市町村別で、集落協定等の締結数が最も多いのは、吉備中央町の176協定で、次いで真庭市の162協定、津山市の138協定の順となっている。



(3) 交付金交付面積

交付金交付面積は、令和3年度と比べ122ha増加し、11,844haとなった。交付面積が最も多いのは、吉備中央町の1,719haで、次いで真庭市1,500ha、津山市1,497haとなっている。市町村別では、岡山市（31ha増）など19市町村が増加した。なお、前期対策（第4期）の3年目（H29年度）に比べると242haの減となっており、主な要因は高齢化等による集落リーダーの減少と考えられる。

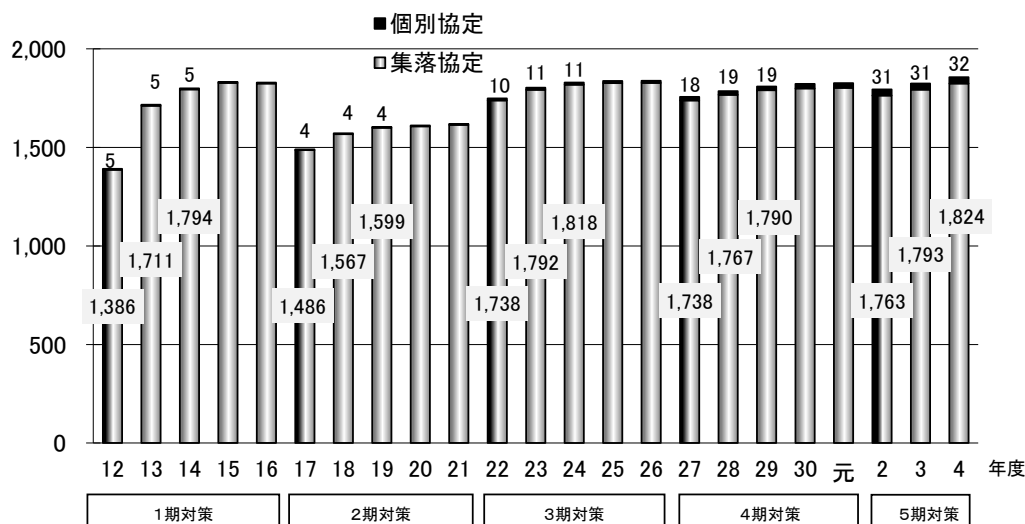


(4) 交付金額

交付金額は、令和3年度と比べ32,118千円、1.8%増加し1,856,091千円となった。交付金額が最も多いのは吉備中央町の296,426千円で、次いで津山市、真庭市、美咲町の順となっている。

市町村別では、協定数の増加、体制整備単価の取組協定数の増加、加算の取組増加等から美作市（8,504千円増）など17市町村で増加した。

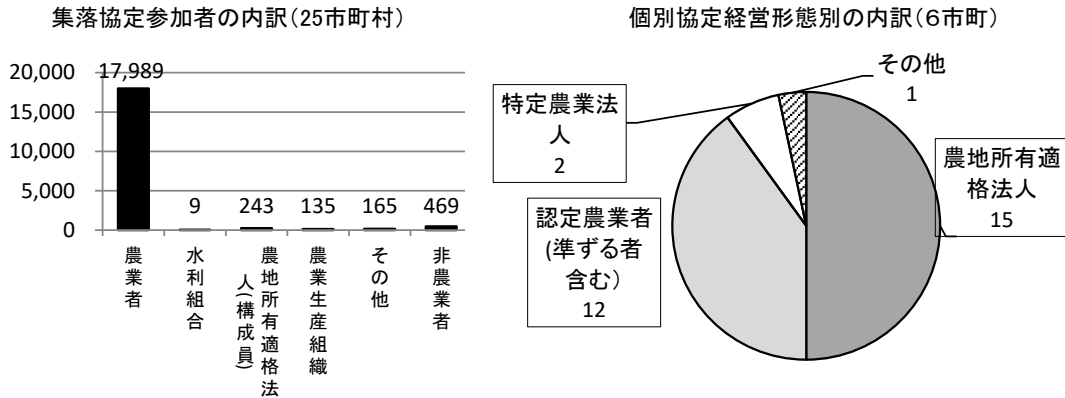
なお、各期対策3年目のうち最高額となっており、主な要因は、前向きな取組（体制整備単価及び各種加算）が増加しているためと考えられる。



(5) 協定参加者等

集落協定参加者は延べ19,010人で、その内訳としては農業者が最も多く17,989人で、令和3年度から20人減少した。

個別協定の経営形態は、農地所有適格法人が15協定と多い。



(6) 協定の平均的な姿

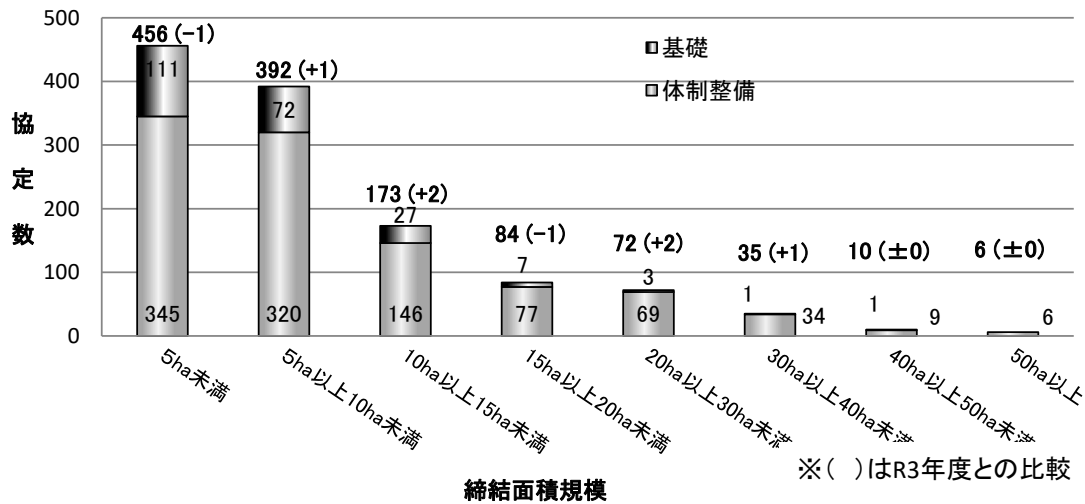
区 分	協 定 平 均			参加農業者平均	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	交付面積(a)	交付金額(千円)
集 落 協 定	14.6	9.5	1,485	65	101
基礎単価	11.1	6.4	720	57	65
体制整備単価	15.4	10.1	1,654	66	107
個 別 協 定		7.3	1,081		
全 協 定 平 均	14.3	9.4	1,475	66	103

※交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計

(7) 集落協定の規模別協定数

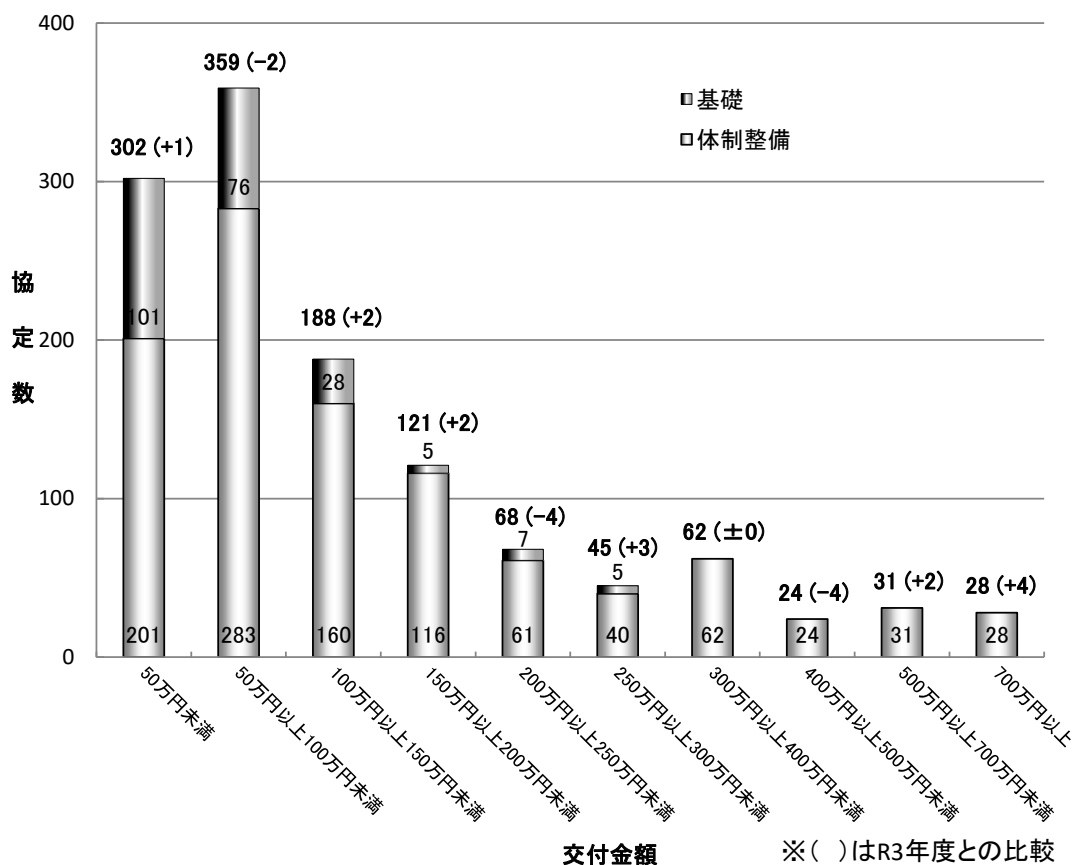
ア 集落協定締結面積規模別

集落協定の締結面積規模別の集落協定数は、1,228協定のうち、5ha未満が456協定と約4割を占め、面積規模の階層が大きくなるにつれて協定数は減少している。



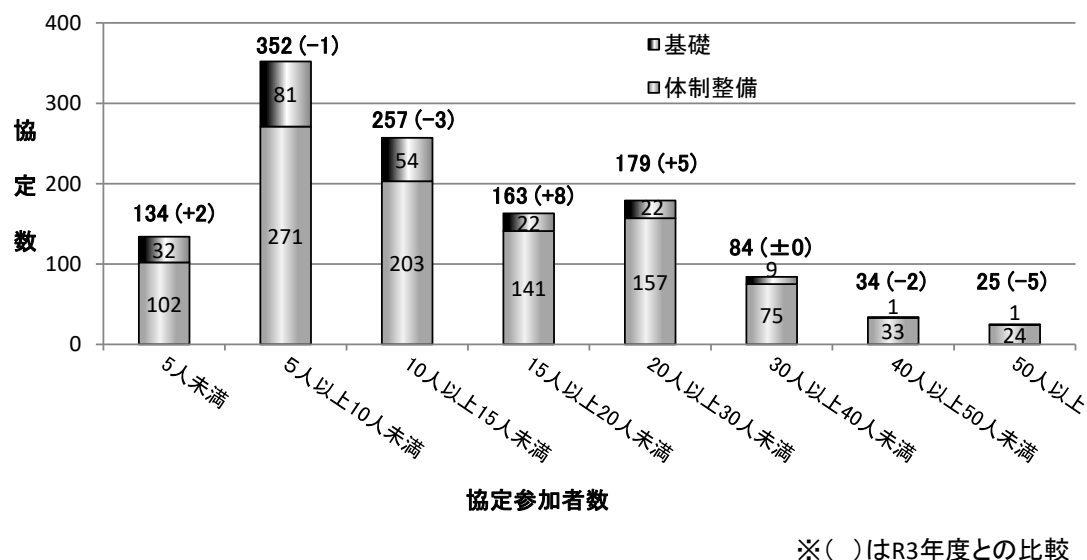
イ 交付金額別

交付金額別の集落協定数は、1,228協定のうち、50万円以上100万円未満が359協定(29.2%)と最も多く、次いで50万円未満が302協定(24.6%)となっている。100万円以上の協定では交付金額の階層が高くなるにつれて、その数は減少する傾向にある。



ウ 協定参加者数別

協定参加者数別の集落協定数は、1,228協定のうち、10人未満が486協定と約4割を占め、参加者数が少ないほど体制整備単価(前向きな取組)の割合が少ない傾向にある。



2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額

() は前年度

区 分		交付面積 (ha)	対象農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
田 ①		11,344 (11,241)	15,485 (14,753)	1,822,560 (1,791,851)
8 法内	急傾斜地	6,300 (6,263)	8,642 (8,178)	1,380,643 (1,358,793)
	小区画・ 不整形	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	緩傾斜地	4,709 (4,666)	5,952 (5,703)	387,755 (381,374)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		335 (312)	891 (872)	54,162 (51,684)
畑 ②		472 (453)	854 (742)	32,746 (31,337)
8 法内	急傾斜地	141 (140)	218 (204)	16,983 (16,831)
	緩傾斜地	312 (294)	542 (444)	13,976 (12,720)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		19 (19)	94 (94)	1,786 (1,786)
草地 ③		24 (24)	122 (52)	756 (756)
8 法内	急傾斜地	2 (2)	2 (2)	135 (135)
	緩傾斜地	23 (23)	120 (50)	621 (621)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
採草放牧地 ④		4 (4)	4 (4)	29 (28)
8 法内	急傾斜地	3 (3)	3 (3)	26 (26)
	緩傾斜地	1 (1)	1 (1)	3 (2)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
計 ①+②+③+④		11,844 (11,722)	16,465 (15,551)	1,856,091 (1,823,973)

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

対象農用地面積は、対象農用地の基準に該当する農用地のうち市町村が促進計画に定めた農用地面積。

3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等

()はR3年度
単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数			集落協定 参加 農業者数	交付面積						交付金額		
	集落 協定	個別 協定	計		集落協定	個別 協定	計	基礎		体制整備 単価面積	集落協定	個別協定	計
								単価面積	単価面積				
備 前	岡山市	44 (43)	3 (2)	47 (45)	721 (676)	282 (264)	28 (15)	310 (279)	65 (63)	245 (216)	40,510 (38,634)	4,101 (2,976)	44,610 (41,610)
	玉野市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	15 (15)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	5 (5)	0 (0)	499 (508)	0 (0)	499 (508)
	備前市	11 (11)	0 (0)	11 (11)	151 (151)	75 (75)	0 (0)	75 (75)	21 (21)	53 (53)	10,399 (10,399)	0 (0)	10,399 (10,399)
	瀬戸内市	3 (3)	0 (0)	3 (3)	32 (24)	9 (8)	0 (0)	9 (8)	9 (8)	0 (0)	949 (922)	0 (0)	949 (922)
	赤磐市	44 (44)	0 (0)	44 (44)	699 (699)	520 (521)	0 (0)	520 (521)	48 (51)	472 (470)	92,332 (92,635)	0 (0)	92,332 (92,635)
	和気町	33 (33)	0 (0)	33 (33)	372 (372)	195 (193)	0 (0)	195 (193)	129 (127)	66 (66)	32,222 (32,219)	0 (0)	32,222 (32,219)
	吉備中央町	162 (162)	14 (14)	176 (176)	2,046 (2,155)	1,601 (1,600)	118 (117)	1,719 (1,717)	0 (0)	1,719 (1,717)	276,388 (276,862)	20,038 (19,974)	296,426 (296,836)
	小計(7)	298 (297)	17 (16)	315 (313)	4,036 (4,092)	2,686 (2,666)	146 (132)	2,832 (2,799)	276 (275)	2,556 (2,523)	453,299 (452,179)	24,138 (22,949)	477,437 (475,129)
備 中	倉敷市	4 (4)	0 (0)	4 (4)	28 (29)	10 (10)	0 (0)	10 (10)	10 (10)	0 (0)	1,573 (1,573)	0 (0)	1,573 (1,573)
	笠岡市	5 (5)	0 (0)	5 (5)	91 (84)	18 (17)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	18 (17)	3,741 (3,658)	0 (0)	3,741 (3,658)
	井原市	11 (9)	0 (0)	11 (9)	170 (141)	72 (67)	0 (0)	72 (67)	0 (0)	72 (67)	14,471 (13,390)	0 (0)	14,471 (13,390)
	総社市	10 (10)	0 (0)	10 (10)	143 (137)	68 (68)	0 (0)	68 (68)	22 (22)	46 (46)	13,361 (13,297)	0 (0)	13,361 (13,297)
	高梁市	116 (113)	4 (5)	120 (118)	1,321 (1,331)	842 (833)	31 (32)	874 (865)	173 (188)	701 (678)	147,224 (145,488)	3,748 (3,888)	150,971 (149,376)
	新見市	121 (120)	1 (1)	122 (121)	1,290 (1,308)	933 (921)	2 (2)	935 (923)	171 (178)	764 (745)	128,162 (126,140)	405 (405)	128,568 (126,545)
	浅口市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	16 (16)	14 (14)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	14 (14)	1,454 (1,454)	0 (0)	1,454 (1,454)
	矢掛町	12 (12)	0 (0)	12 (12)	190 (175)	79 (78)	0 (0)	79 (78)	19 (18)	60 (60)	13,641 (13,561)	0 (0)	13,641 (13,561)
小計(8)	280 (274)	5 (6)	285 (280)	3,249 (3,221)	2,036 (2,008)	33 (34)	2,069 (2,043)	394 (415)	1,675 (1,627)	323,627 (318,561)	4,153 (4,294)	327,780 (322,855)	
美 作	津山市	135 (133)	3 (3)	138 (136)	2,224 (2,187)	1,487 (1,457)	10 (10)	1,497 (1,467)	18 (18)	1,479 (1,448)	235,714 (230,907)	1,486 (1,486)	237,200 (232,394)
	真庭市	162 (166)	0 (0)	162 (166)	2,545 (2,541)	1,500 (1,494)	0 (0)	1,500 (1,494)	568 (594)	932 (900)	188,659 (185,979)	0 (0)	188,659 (185,979)
	美作市	80 (80)	5 (5)	85 (85)	1,799 (1,874)	943 (934)	31 (30)	974 (963)	85 (84)	890 (879)	134,120 (125,729)	2,643 (2,529)	136,763 (128,259)
	新庄村	15 (15)	0 (0)	15 (15)	198 (198)	165 (165)	0 (0)	165 (165)	0 (0)	165 (165)	25,280 (25,280)	0 (0)	25,280 (25,280)
	鏡野町	99 (99)	0 (0)	99 (99)	883 (878)	539 (538)	0 (0)	539 (538)	10 (10)	529 (528)	83,548 (83,412)	0 (0)	83,548 (83,412)
	勝央町	9 (9)	0 (0)	9 (9)	143 (142)	47 (47)	0 (0)	47 (47)	0 (0)	47 (47)	9,924 (9,894)	0 (0)	9,924 (9,894)
	奈義町	19 (19)	0 (0)	19 (19)	720 (712)	614 (611)	0 (0)	614 (611)	0 (0)	614 (611)	71,838 (69,489)	0 (0)	71,838 (69,489)
	西粟倉村	14 (14)	0 (0)	14 (14)	211 (216)	107 (106)	0 (0)	107 (106)	0 (0)	107 (106)	15,635 (15,790)	0 (0)	15,635 (15,790)
	久米南町	35 (36)	0 (0)	35 (36)	750 (750)	646 (637)	0 (0)	646 (637)	33 (33)	613 (604)	130,370 (124,105)	0 (0)	130,370 (124,105)
	美咲町	82 (82)	0 (0)	82 (82)	1,231 (1,198)	852 (852)	0 (0)	854 (852)	49 (49)	805 (803)	151,656 (151,387)	0 (0)	151,656 (151,387)
小計(10)	650 (653)	8 (8)	658 (661)	10,704 (10,696)	6,903 (6,842)	41 (39)	6,943 (6,881)	763 (788)	6,181 (6,093)	1,046,744 (1,021,973)	4,130 (4,016)	1,050,874 (1,025,989)	
県計(25)	1,228 (1,224)	30 (30)	1,258 (1,254)	17,989 (18,009)	11,624 (11,516)	220 (206)	11,844 (11,722)	1,433 (1,479)	10,412 (10,244)	1,823,670 (1,792,714)	32,421 (31,259)	1,856,091 (1,823,973)	

注)集落協定参加農業者数は延べ数である。
単位未満四捨五入のため計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

4 市町村別協定取組内訳

単位：件

促進計画 策定市町村	集 落 協 定								個 別 協 定				合 計 (集落協定と個別協定の計)								
	協定数								協定数				協定数								
	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち加算措置					うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち 基礎単価	うち 体制整備単価	うち加算措置							
			棚田 地域 振興 活動 加算	集 落 協 定 広 域 化 支 援	集 落 機 能 強 化 加 算	生 産 性 向 上 加 算	超 急 傾 斜 農 地 保 全 管 理 加 算							棚田 地域 振興 活動 加算	集 落 協 定 広 域 化 支 援	集 落 機 能 強 化 加 算	生 産 性 向 上 加 算	超 急 傾 斜 農 地 保 全 管 理 加 算			
備 前	岡山市	44	13	31				1		3	3			47	13	34				1	
	玉野市	1	1											1	1						
	備前市	11	4	7										11	4	7					
	瀬戸内市	3	3											3	3						
	赤磐市	44	7	37			1	2						44	7	37			1	2	
	和気町	33	21	12					2					33	21	12					2
	吉備中央町	162		162		9	7	13	14	14	14		5	176		176		9	7	13	19
小計(7)	298	49	249		9	8	16	16	17	17		5	315	49	266		9	8	16	21	
備 中	倉敷市	4	4											4	4						
	笠岡市	5		5				1						5		5				1	
	井原市	11		11			1	1	1					11		11			1	1	1
	総社市	10	3	7										10	3	7					
	高梁市	116	30	86				8	9	4	2	2		120	32	88				8	9
	新見市	121	32	89		2	3	4	5	1	1			122	32	90		2	3	4	5
	浅口市	1		1										1		1					
	矢掛町	12	5	7				1						12	5	7					1
小計(8)	280	74	206		2	4	14	16	5	2	3		285	76	209		2	4	14	16	
美 作	津山市	135	2	133		1	2	11	9	3	3			138	2	136		1	2	11	9
	真庭市	162	73	89	1	6	3	6	3					162	73	89	1	6	3	6	3
	美作市	80	11	69	3			3		5	5			85	11	74	3				3
	新庄村	15		15										15		15					
	鏡野町	99	2	97		1		3	2					99	2	97		1		3	2
	勝央町	9		9										9		9					
	奈義町	19		19				2						19		19					2
	西粟倉村	14		14	1									14		14	1				
	久米南町	35	3	32	6	1	5	6	3					35	3	32	6	1	5	6	3
	美咲町	82	8	74		3	6	5	8					82	8	74		3	6	5	8
小計(10)	650	99	551	11	12	16	36	25	8	8			658	99	559	11	12	16	36	25	
県計(25)	1,228	222	1,006	11	23	28	66	57	30	2	28		5	1,258	224	1,034	11	23	28	66	62

5 集落協定における農業生産活動等の実施状況（基礎単価が交付される活動）

(1) 集落マスタープランの内容

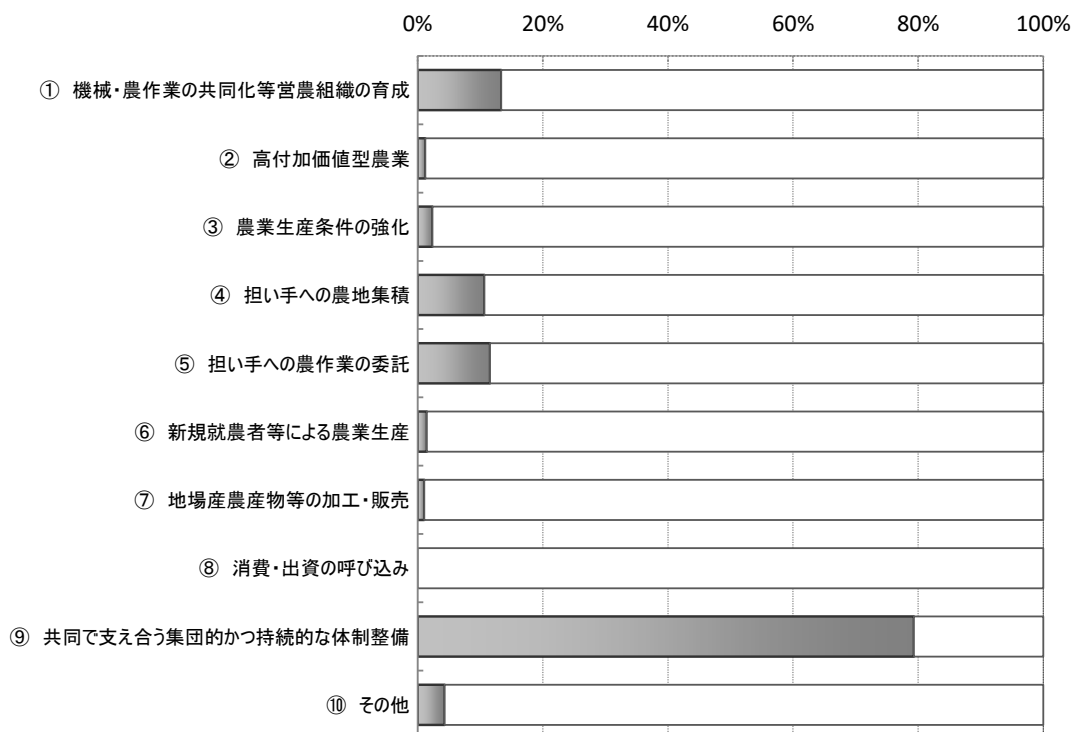
将来像を実現するための活動方策

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が974協定（79.3%）と最も多く、次いで機械・農作業の共同化等営農組織の育成が164協定（13.4%）となっている。

「その他」の活動項目は、主に、担い手の確保、鳥獣被害防止対策等である。

活動項目	協定数		全協定に占める割合	
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	164	(158)	13.4%	(12.9%)
② 高付加価値型農業	15	(13)	1.2%	(1.1%)
③ 農業生産条件の強化	29	(28)	2.4%	(2.3%)
④ 担い手への農地集積	131	(130)	10.7%	(10.6%)
⑤ 担い手への農作業の委託	142	(142)	11.6%	(11.6%)
⑥ 新規就農者等による農業生産	18	(17)	1.5%	(1.4%)
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	13	(13)	1.1%	(1.1%)
⑧ 消費・出資の呼び込み	0	(0)	0.0%	(0.0%)
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	974	(971)	79.3%	(79.3%)
⑩ その他	53	(51)	4.3%	(4.2%)

表中の()はR3年度。R4全集落協定は1,228協定

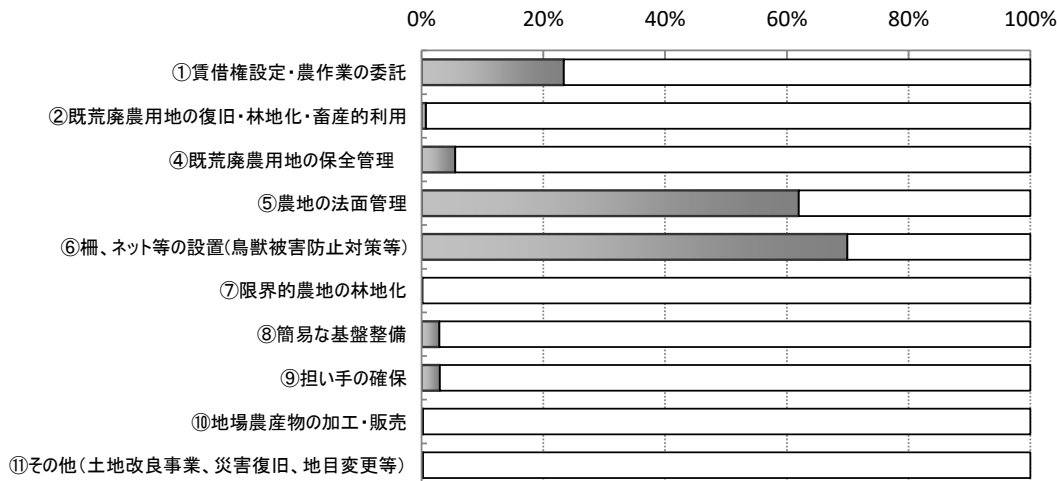


(2) 耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）を実施した協定が859協定（70.0%）と最も多く、次いで、農地の法面管理761協定（62.0%）、賃借権設定・農作業の委託287協定（23.4%）の順となっている。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	287 (281)	23.4% (23.0%)
②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産的利用	9 (6)	0.7% (0.5%)
④既荒廃農用地の保全管理	68 (78)	5.5% (6.4%)
⑤農地の法面管理	761 (738)	62.0% (60.3%)
⑥柵、ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)	859 (832)	70.0% (68.0%)
⑦限界的農地の林地化	2 (14)	0.2% (1.1%)
⑧簡易な基盤整備	36 (36)	2.9% (2.9%)
⑨担い手の確保	37 (35)	3.0% (2.9%)
⑩地場農産物の加工・販売	3 (3)	0.2% (0.2%)
⑪その他（土地改良事業、災害復旧、地目変更等）	3 (2)	0.2% (0.2%)

表中の()はR3年度。R4全集落協定は1,228協定

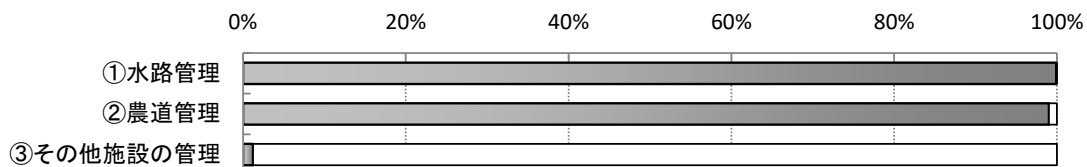


(3) 水路・農道等の管理活動

水路管理及び農道管理活動については、ほとんどの協定が実施した。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	1,227 (1,219)	99.9% (99.6%)
②農道管理	1,216 (1,212)	99.0% (99.0%)
③その他施設の管理	15 (16)	1.2% (1.3%)

表中の()はR3年度。R4全集落協定は1,228協定

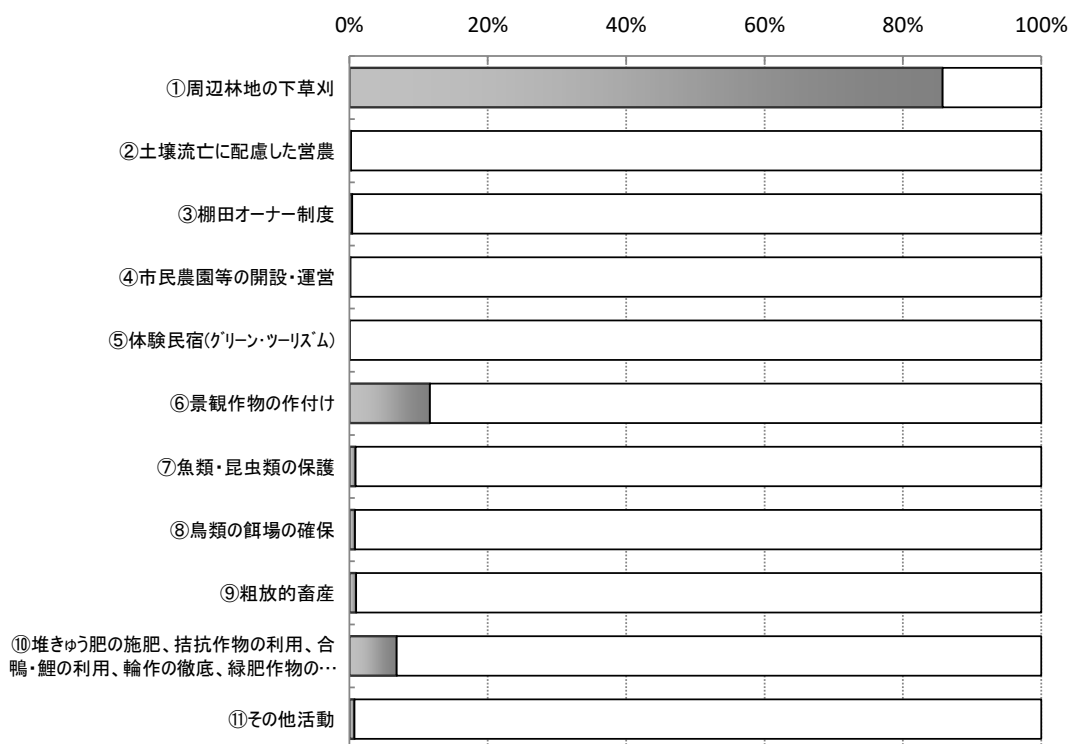


(4) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が1,053協定(85.7%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け143協定(11.6%)、堆きゅう肥の施肥等84協定(6.8%)の順になっている。

活動項目		協定数	全協定に占める割合
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	1,053 (1,047)	85.7% (85.5%)
	②土壌流亡に配慮した営農	3 (13)	0.2% (1.1%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	5 (3)	0.4% (0.2%)
	④市民農園等の開設・運営	2 (2)	0.2% (0.2%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1 (1)	0.1% (0.1%)
	⑥景観作物の作付け	143 (146)	11.6% (11.9%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	11 (11)	0.9% (0.9%)
	⑧鳥類の餌場の確保	10 (10)	0.8% (0.8%)
	⑨粗放的畜産	12 (12)	1.0% (1.0%)
	⑩堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	84 (84)	6.8% (6.9%)
	⑪その他活動	9 (8)	0.7% (0.7%)

表中の()はR3年度。R4年度全集落協定は1,228協



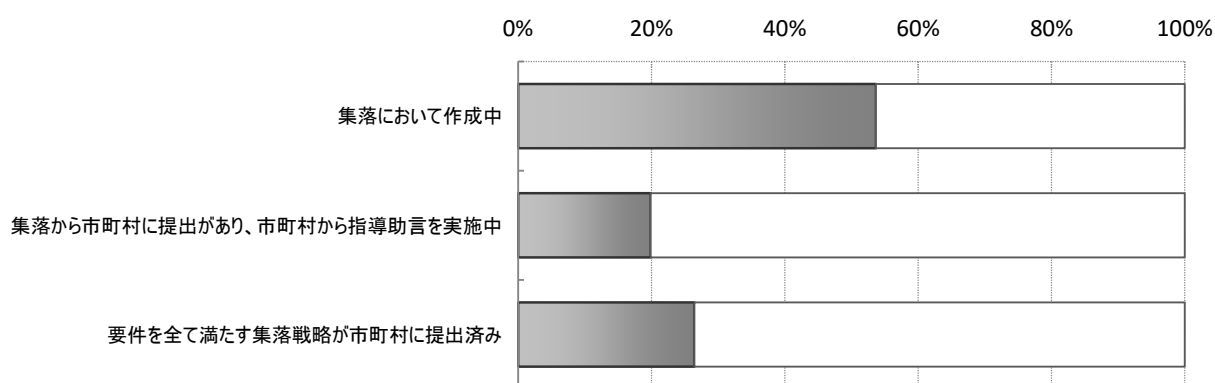
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況(体制整備単価が交付される活動)

(1) 集落戦略の作成状況

体制整備単価が交付される要件である集落戦略の作成に取り組んだ1,006 (R3年度995) 集落協定中、作成中の集落が540協定(53.7%)と最も多くなっている。

作成状況	協定数	全体制整備単価協定に占める割合	
集落において作成中	540 (729)	53.7%	(73.3%)
集落から市町村に提出があり、市町村から指導助言を実施中	200 (52)	19.9%	(5.2%)
要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み	266 (214)	26.4%	(21.5%)

表中の()はR3年度。R4年度の集落戦略取組協定は1,006協定



(2) 集落戦略作成に向けた活動状況

集落戦略を作成するための地域での話し合いは、551協定で実施され、昨年度に比べて増加しているが、取組協定数の半数程度に留まっている。

作成状況	協定数	全体制整備単価協定に占める割合	
話し合いを実施した協定数	551 (319)	54.8%	(32.1%)
年齢階層別、後継者の状況が把握できる地図の作成	332 (219)	33.0%	(22.0%)
農地保全活動等を実施する範囲等を記載した地図の作成	415 (226)	41.3%	(22.7%)

表中の()はR3年度。R4年度集落戦略取組協定は1,006協定

(3) 提出済みの集落戦略の内容

ア) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状

集落戦略の提出があった466（R3年度266）協定中、集落の現状として、担い手が確保できており、耕作を継続できると回答した協定が181協定(38.8%)と最も多く、次いで鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退していると回答した協定が129協定(27.7%)となった。

項目	協定数	提出された集落戦略のうち占める割合	
①担い手が確保できており、耕作を継続	181 (136)	38.8%	(51.1%)
②担い手が確保できているが、全ての委託希望は受けられない	78 (56)	16.7%	(21.1%)
③担い手が確保できていない	75 (61)	16.1%	(22.9%)
④耕作を継続したいが、耕作条件の悪い農地がある	98 (69)	21.0%	(25.9%)
⑤耕作を継続したいが、農業所得が低い	91 (63)	19.5%	(23.7%)
⑥耕作を継続したいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	103 (70)	22.1%	(26.3%)
⑦鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	129 (95)	27.7%	(35.7%)
⑧集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている	13 (7)	2.8%	(2.6%)
⑨その他	11 (8)	2.4%	(3.0%)

表中の()はR3年度。R4年度までに提出のあった協定は466協定

イ) 集落の現状を踏まえた対応の方向性

集落戦略の提出があった466（R3年度266）協定中、集落の対応の方向性として、鳥獣被害防止対策の実施と回答した協定が193協定(41.4%)と最も多く、次いで協定内で担い手を確保・育成と回答した協定が153協定(32.8%)となった。また、その他として、農業法人や他の協定と連携する等の組織間連携に関する回答が多かった。

項目	協定数	提出された集落戦略のうち占める割合	
①耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	103 (75)	22.1%	(28.2%)
②協定内で担い手を育成・確保	153 (124)	32.8%	(46.6%)
③協定外で担い手を確保	61 (53)	13.1%	(19.9%)
④基盤整備等により耕作条件を改善	15 (9)	3.2%	(3.4%)
⑤農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	20 (17)	4.3%	(6.4%)
⑥新たな作物の導入により所得の向上を図る	21 (19)	4.5%	(7.1%)
⑦省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	70 (56)	15.0%	(21.1%)
⑧耕作継続が困難な農用地の林地化	26 (17)	5.6%	(6.4%)
⑨放牧利用による農用地の管理	11 (9)	2.4%	(3.4%)
⑩鳥獣被害防止対策の実施	193 (154)	41.4%	(57.9%)
⑪集落の自治（コミュニティ）機能の強化	51 (43)	10.9%	(16.2%)
⑫その他	49 (45)	10.5%	(16.9%)

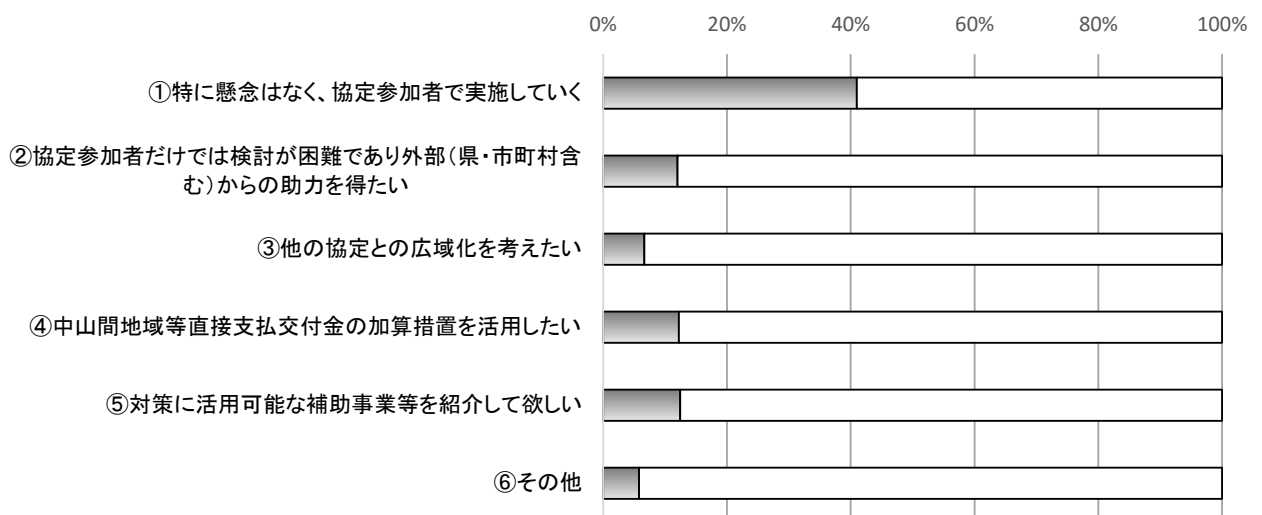
表中の()はR3年度。R4年度までに提出のあった協定は466協定

ウ) 具体的な対策に向けた検討

集落戦略の提出があった466(R3年度266)協定中、具体的な対策方針として、特に懸念はなく、協定参加者で実施していくと回答した協定が191協定(41.0%)と最も多く、次いで対策に活用可能な補助事業等を紹介して欲しいと回答した協定が58協定(12.4%)となった。

項目	協定数		提出された集落戦略のうち占める割合	
①特に懸念はなく、協定参加者で実施していく	191	(154)	41.0%	57.9%
②協定参加者だけでは検討が困難であり外部(県・市町村含む)からの助力を得たい	56	(39)	12.0%	14.7%
③他の協定との広域化を考えたい	31	(25)	6.7%	9.4%
④中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい	57	(47)	12.2%	17.7%
⑤対策に活用可能な補助事業等を紹介して欲しい	58	(40)	12.4%	15.0%
⑥その他	27	(22)	5.8%	8.3%

表中の()はR3年度。R4年度までに提出のあった協定は466協定



7 加算措置の取組状況（より積極的な取組に対する加算）

(1) 協定数及び面積

加算措置に延べ185協定が取り組み、このうち、生産性向上加算が66協定（5.4%）と最も多い。

取組面積は、生産性向上加算が1,293haと最も多く、ドローン、自動草刈り機、大型機械の導入等による作業の省力化に取り組んでいる。また、413haで取り組まれた集落機能強化加算は、高齢者の見回り体制の構築などコミュニティーの強化に取り組んでいる集落が多い。

加算種類	棚田地域振興活動加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	超急傾斜農地保全管理加算	計
取組協定数	11 (7)	23 (23)	28 (28)	66 (63)	57 (58)	185 (179)
取組面積(ha)	228 (126)	451 (413)	413 (419)	1,293 (1,174)	461 (509)	2,846 (2,643)

表中の()はR3年度

8 集落協定における交付金の使用方法等

(1) 交付金の配分状況

集落協定への交付金を農業者と共同取組活動に配分した協定は1,083協定(88.2%)と最も多く、全額を農業者に配分している協定が113協定(9.2%)、全額を共同取組活動に配分している協定が32協定(2.6%)となっている。

集落協定への交付金額は1,823,670千円で、その内、農業者個人への配分額は1,161,193千円(63.7%)、共同取組活動への配分額は662,477千円(36.3%)となっている。

ア) 協定数

全集落協定数	全額を農業者へ	農業者と共同取組活動へ	全額を共同取組活動へ
1,228 (1,224)	113 (107)	1,083 (1,090)	32 (27)
協定に占める割合	9.2% (8.8%)	88.2% (89.8%)	2.6% (2.2%)

表中の()はR3年度

イ) 交付金額

(千円)

交付総額	農業者への個人配分額	共同取組活動への配分額
1,823,670 (1,792,714)	1,161,193 (1,151,916)	662,477 (640,798)
交付総額に占める割合	63.7% (64.3%)	36.3% (35.7%)

表中の()はR3年度

(2) 共同取組活動への使用状況

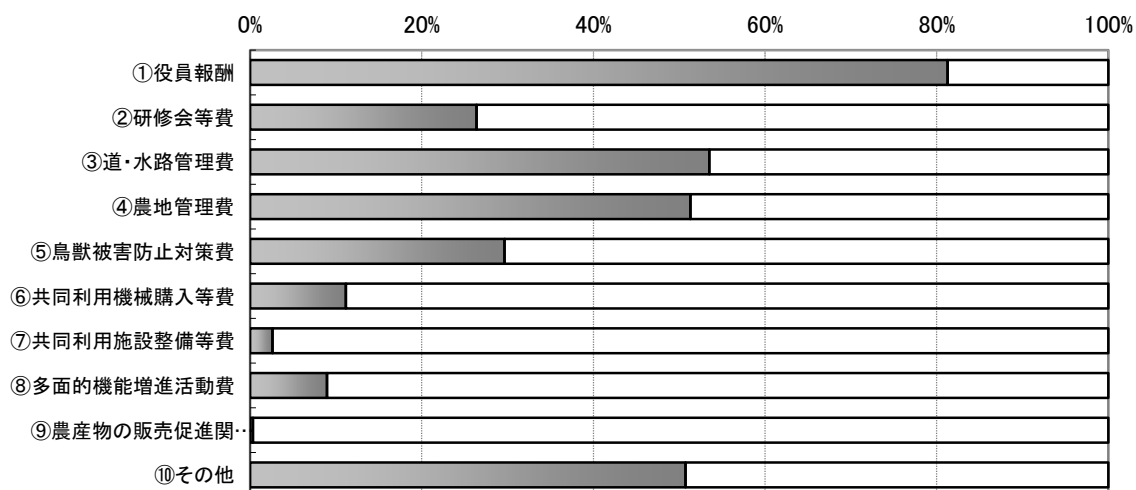
交付金の使途は、役員の報酬への使用が998協定(81.3%)と最も多く、次いで、道・水路の維持管理に対する使用が657協定(53.5%)などの順になっている。

また、取組協定当たりの平均支出額は、共同利用機械購入費が412千円と最も多く、次いでその他(積立など)294千円、農地管理費280千円の順になっている。

活動項目	協定数	全集落協定に占める割合	取組協定当たり平均支出額(千円)
①役員報酬	998 (1,013)	81.3% (83.4%)	83 (85)
②研修会等費	324 (304)	26.4% (25.0%)	39 (84)
③道・水路管理費	657 (794)	53.5% (65.4%)	234 (238)
④農地管理費	630 (587)	51.3% (48.4%)	280 (242)
⑤鳥獣被害防止対策費	364 (306)	29.6% (25.2%)	199 (151)
⑥共同利用機械購入等費	137 (113)	11.2% (9.3%)	412 (299)
⑦共同利用施設整備等費	32 (33)	2.6% (2.7%)	237 (340)
⑧多面的機能増進活動費	110 (141)	9.0% (11.6%)	76 (79)
⑨農産物の販売促進関係費	4 (11)	0.3% (0.9%)	252 (370)
⑩その他	623 (613)	50.7% (50.5%)	294 (231)

表中の()はR3年度

交付金(共同取組活動)の使途



【参 考】

中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2~6年度)のあらまし

中山間地域の農業は、農地を耕作することで国土の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など、大切な役割を果たしています。

しかし、中山間地域は平地に比べて傾斜地が多く、まとまった農地も少ないことから生産費がかさみ、耕作されずに荒れている農地が増えています。

この制度は、中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支払い、「適切な農地管理」「集落の共同活動」「将来の農業生産活動の体制整備」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えようとするものです。

1 対象となる地域 ☆対象地域は、市町村によって異なります。

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、**棚田地域振興法**等で指定された地域
- (2) 知事が指定する特認地域で①に地理的に隣接する地域及び農林統計上の中山間地域

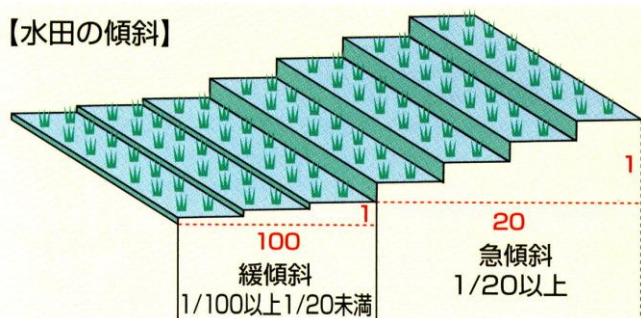
2 対象となる農地

対象となる地域内で、次のいずれかに該当する1ha以上のまとまりのある農用地(農振農用地区域内)が対象です。

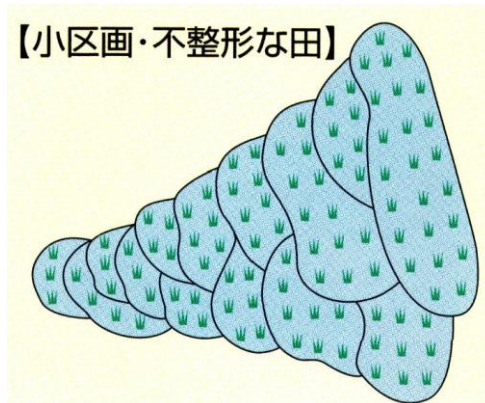
- (1) 急傾斜農用地
傾斜が水田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上
- (2) 小区画・不整形な田
大多数が30a未満で、平均が20a以下
- (3) 市町村長の判断により対象となる農用地
 - ・ 緩傾斜農用地 (田1/100以上、畑等8度以上)
 - ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

農地のイメージ図

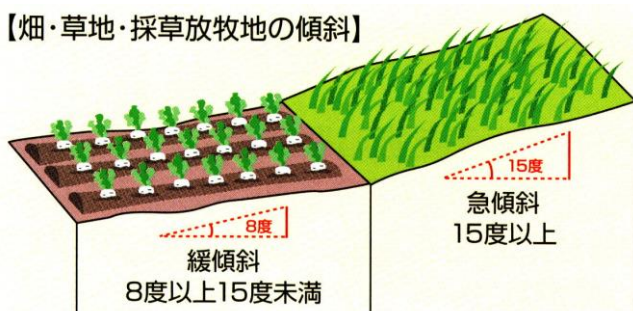
【水田の傾斜】



【小区画・不整形な田】



【畑・草地・採草放牧地の傾斜】



☆緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農用地は、市町村により扱いが異なります。

3 主な交付単価 (10a 当たり)

地目	傾斜区分	基礎単価	体制整備単価	☆草地、採草放牧地も対象となります。 ☆面積には、畦畔・法面も含まれます。 ☆「小区画・不整形な田」「高齢化率・耕作放棄率の高い農用地」の単価は緩傾斜と同じです。
田	急傾斜(1/20以上)	16,800円	21,000円	
	緩傾斜(1/100~1/20)等	6,400円	8,000円	
畑	急傾斜(15度以上)	9,200円	11,500円	
	緩傾斜(8度~15度)等	2,800円	3,500円	

4 対象者

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象です。

- ・農業者
- ・生産組織
- ・第3セクター
- ・農地所有適格法人 等

5 実施期間

令和2~6年度

6 対象となる活動

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続される農業生産活動等

◎基礎単価が交付される活動

区 分		具体的に取り組む行為	
必須事項	農業生産活動等 (右の全ての項目を実施)	集落マスタープランの作成	集落の目指すべき将来像とその実現に向けた活動方策及び目標等の計画策定
		耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の貸借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動 (右の項目の中から1つ以上選択)	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田オーナー制度、グリーンツーリズム
		自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

◎体制整備単価が交付される活動（基礎単価が交付される活動に加えて実施）

要件	活動項目	活動内容	活動の水準	備考
必須事項	<u>集落戦略の作成</u>	<p>協定農用地の将来像並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い作成する。</p> <p>①協定農用地の将来像 ②協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状 ③集落の現状を踏まえた対策の方向性 ④具体的な対策に向けた検討 ⑤今後の対策の具体的内容及びスケジュール ⑥農業生産活動等の継続のための支援体制</p>	中間年（令和4年度）を目途に作成。その後も話し合いにより毎年見直し。	

◎加算単価が交付される活動（体制整備単価の要件を満たしている協定に適用される）

加算の種類	加算の概要	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
<u>棚田地域振興活動加算</u>	<p>認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う。</p> <p>【目標】ア～ウの全てに定量的な目標設定を行う。（棚田の価値を活かした活動、集落機能強化及び生産性向上の目標を含めること）</p> <p>ア：棚田等の保全に関する目標 イ：棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標 ウ：棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標</p>	<p>認定計画に位置づけられている棚田等で田1/20畑15度以上の傾斜がある農用地面積に加算</p> <p>※勾配が田1/10以上、畑20度以上の場合は超急傾斜単価を適用（R4拡充）</p>	<p>田：10,000円 畑：10,000円</p> <p>田（超急傾斜）14,000円 畑（超急傾斜）14,000円</p>	<p>超急傾斜、集落機能強化、生産性向上との重複は不可。</p> <p>県第三者委員会で目標の妥当性を協議</p>
超急傾斜農地保全管理加算	<p>超急傾斜農地の保全等の取組を行う。</p> <p>【目標】ア、イの全てに定量的な目標設定を行う。</p> <p>ア：超急傾斜農地の保全 イ：超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等</p>	<p>勾配が田1/10以上、畑20度以上の農用地面積に加算</p>	<p>田：6,000円 畑：6,000円</p>	基礎単価でも取組可能
集落協定広域化加算	<p>他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う。</p> <p>【目標】</p> <p>ア：単年の取組の場合 主導的な役割を担う人材確保 イ：複数年の取組の場合 人材確保に加えて、広域化後の協定で達成する目標の設定</p>	<p>集落協定農用地の全てに加算</p>	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり 200万円が限度</p>	

加算の種類	加算の概要	加算金の適用	加算単価 (10a当たり)	留意事項
集落機能強化加算	<p>新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ、営農ボランティア、農福連携 ・コミュニティサロンの開設 ・地域自治機能強化活動（高齢者の見回り、送迎、買物支援等） <p>【目標】定量的な目標を1つ以上設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	
生産性向上加算	<p>生産性向上を図る取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物のブランド化、加工、販売 ・担い手への農地集積、集約、農作業の委託 ・機械、農作業の共同化 ・農作業の省力化 <p>【目標】定量的な目標を1つ以上設定</p>	集落協定農用地の全てに加算	<p>対象地目全てについて3,000円</p> <p>※1協定当たり200万円が限度</p>	

※加算を複数選択する場合は、上乗せする加算の単価は1,000円/10a減額となる。

7 返還の免責要件

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合や農地を転用した場合は、原則として協定の認定年度に遡って、**該当農用地**についての交付金を返還する必要がありますが、次の免責事由に該当する場合には、返還が免除又は要件が緩和されます。

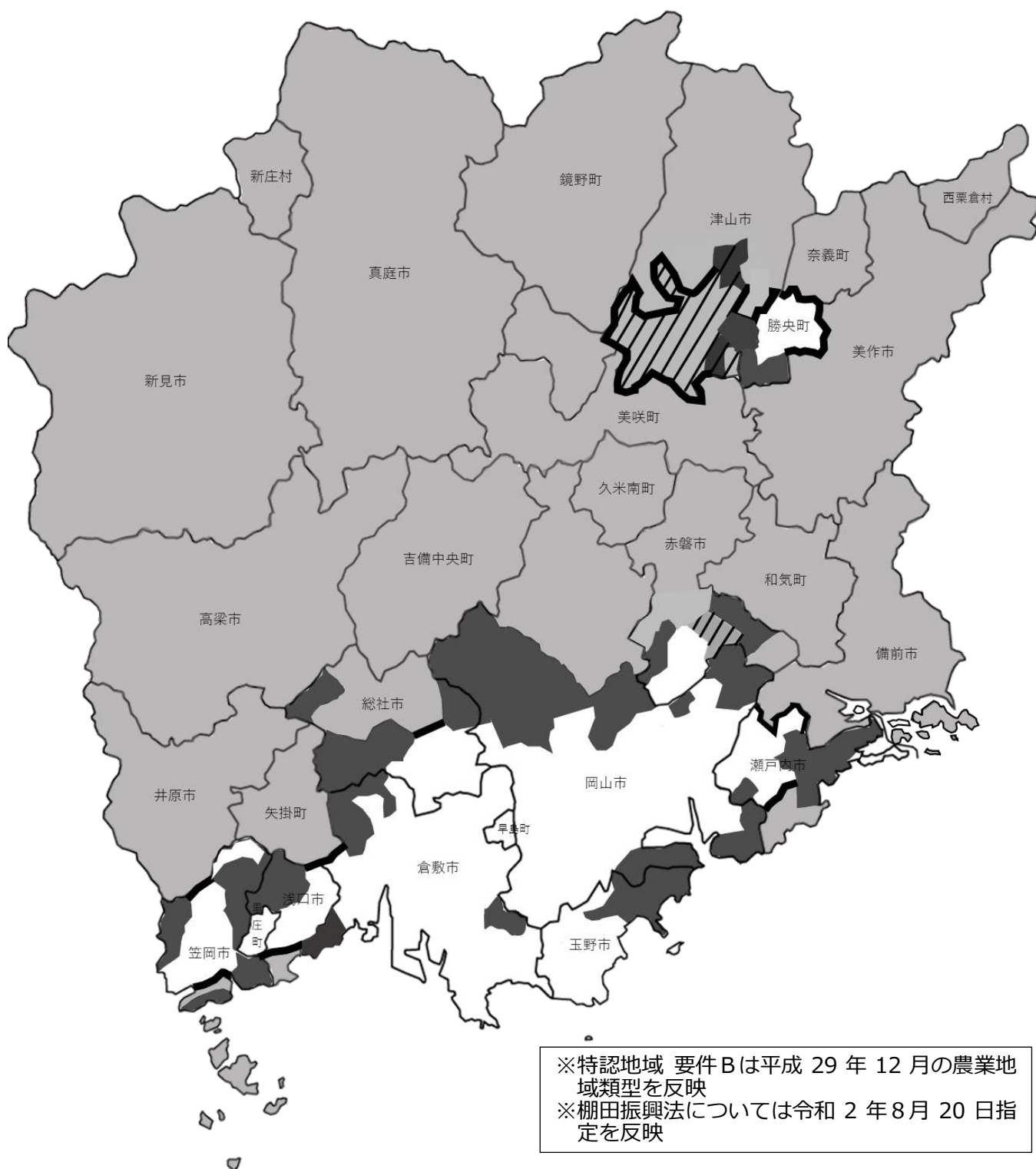
免責事由 ※一部抜粋		返還の範囲	金額	措置される次期
協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合				
	①②以外	全協定農用地	全額	認定年度以降返還
①	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の死亡、病気、その家族の病気等 ・自然災害の場合 ・土地収用法に基づき収用もしくは使用を受けた場合 ・農業用施設用地とした場合等 	-	免除	当該農用地について当該年度以降交付停止
②	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者又は後継者の住宅に供する場合 ・林業又は水産業用施設用地とした場合 	当該農用地	全額	認定年度以降返還




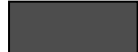
※下記のような協定参加者全体で達成すべき事項が達成できなかった場合、基礎単価分、体制単価分、加算分それぞれについて協定農用地全体が遡及返還対象となる。

- ・多面的機能を増進する活動や農道・水道等の維持管理
- ・体制整備単価（集落戦略の作成）
- ・加算措置の取組目標

中山間地域等直接支払制度 対象地域図(第5期対策)

令和5年4月1日現在



-  ----- 一般地域：地域振興 4 法の指定地域（市町村又は旧市町村単位）
-  ----- 一般地域：棚田振興法のみ指定地域（旧市町村単位）
-  ----- 特認地域 要件 A：一般地域に地理的に隣接する地域（センサス集落単位）
-  ----- 特認地域 要件 B：農林統計上の中山間地域（S25 年の旧市町村単位）

集落協定の主な取組事例

(別紙)

○昔ながらの美しい景観が広がる集落

かがみはっとうじ

加賀美八塔寺 集落協定(備前市)

協定面積：1.2ha 交付金額：25.5万円

当集落は、美しい棚田と茅葺屋根の民家や水車小屋などが点在するのどかな昔ながらの風景が広がる集落である。昭和49年に県から八塔寺ふるさと村として指定され、映画「火垂るの墓」などの撮影地として、田園風景をはじめ寺院や民家、宿泊施設が利用されている。

作業負担の大きい棚田だが、美しい景観を維持するために、農道、水路や周辺林地の整備に取り組んでいる。

【主な取組実績】

- 草刈、水路管理等による景観の保全
- 鳥獣害対策(防護柵管理)



水路管理



美しい田園風景

○多様な機械を活用し将来にわたって農地を守る

やだ・かみこうじろ

矢田・上神代 集落協定(新見市)

協定面積：12.5ha 交付金額：155万円

当協定の構成員は4名と少数であるが、うち3名が認定農業者であり、重機や最新の農機具を用いた効率的な農業を行っている。

将来にわたって農地を守るため、農道・水路の補修や維持管理、農地の法面点検や草刈りを協力して実施しているほか、離農者などから農地の積極的な買収・借受を行っており、耕作放棄地の発生防止に大きく貢献をしている。

また、イノシシなど鳥獣害対策の防護柵も地元住民と相談しながら集落を囲うように効率的に設置し、管理している。

【主な取組実績】

- 農道・水路の維持管理・整備
- 鳥獣害対策のための防護柵設置・点検



ドローンによる防除作業



リモコン式草刈り機による草刈り

○民間企業と連携した自然環境保全の推進

うしろやま (なかすじどうせんじ)

後山(中筋道仙寺) 集落協定(美作市)

協定面積：34.0ha 交付金額：1,069万円

うしろやま (にゅうたに)

後山(入谷) 集落協定(美作市)

協定面積：20.8ha 交付金額：709万円

美作市の最北東に位置する後山地区は、県下最高峰の後山の麓にあり、急峻な地形で棚田が多く点在し、地域住民が一体となって保全に取り組んでいる。

また、「ふるさと文化財の森」として文化庁に認定された日名倉山の茅場において茅刈りや茅焼きなどを行い伝統文化・文化遺産の継承を目指している。

令和4年11月に当活動に共感をいただいた倉敷市の地下足袋メーカーである株式会社丸五と連携協定を締結し、農作業用品の提供をうけるなど棚田の管理をはじめとする自然環境保全を目的に協同している。

【主な取組実績】

- 日名倉山茅場の茅刈り
- 株式会社丸五との連携協定による自然環境保全の推進



県下最高峰後山と東栗倉棚田



丸五の長靴とグローブを使って茅刈り

資料No. 2-3

令和5年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会

棚田地域振興活動加算の目標設定について

令和5年8月

岡山県農林水産部

棚田地域振興活動加算の目標について

実施要領の運用により

- 棚田地域振興活動加算の達成目標は、棚田地域振興法における指定棚田地域振興活動計画の目標と整合を図る必要がある。
- 棚田地域振興活動加算の目標について、県の第三者委員会による確認・意見聴取を行う。となっています。

そのような中、昨年度認定いただいた1協定から目標を追加したいとの申し出があったため次ページを参考に、①確認 ②意見 をお願いいたします。

※認定いただいた令和4年度資料から今回追記している部分を赤字にしています。

◆後山（中筋道仙寺）・後山（入谷）集落協定（美作市） … 1、2 ページ参照

後山(中筋道仙寺)・後山(入谷)集落協定(美作市)

中山間直弘基本情報

○所在地:美作市後山

○位置図:



○協定締結面積:

後山(中筋道仙寺) 34ha

(田:急傾斜 32ha,緩傾斜 2ha)

後山(入谷) 20ha

(田:急傾斜 20ha,緩傾斜 0ha)

○交付金額:後山(中筋道仙寺) 1,069万円

(個人配分 50% 共同取組活動費 50%)

後山(入谷) 708万円

(個人配分 50% 共同取組活動費 50%)

○協定参加者:

後山(中筋道仙寺)農業者63人

後山(入谷)農業者33人

○協定開始:平成12年度

○主要作物:米、もち米

○地域の概要:本地域は、美作市北東部に位置し、県下最高峰の後山をはじめとする中国山地の麓にあり(標高約400~500m)、急峻な地形で棚田が多く点在している。

指定棚田地域

令和4年4月21日公示

1 申請に係る棚田地域の区域:旧東粟倉村地域

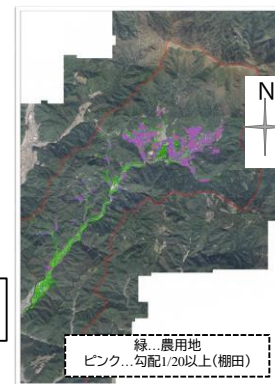
2 背景及び現状

本地域では、人口の減少(2011年1,310人→2021年975人)や、高齢化の進行(高齢化率2011年33.4%→2021年43.8%)により過疎高齢化の影響が顕著となっている。この状況から、地域の農業全般についても担い手不足や遊休地の拡大が懸念される。

3 保全を図る棚田等

区域名称	地域
耕地面積	東粟倉棚田
1/20以上の棚田	213ha
15度以上の段々畑	106ha
	13ha

美作市
(旧東粟倉村)



指定棚田地域振興活動計画

令和4年9月30日認定 作成主体:東粟倉棚田地域振興協議会

1 保全を図る棚田 「東粟倉棚田」

2 指定棚田地域振興活動の目標(抜粋)

(1) 棚田等の保全

令和6年度までに後山地区をはじめ周辺地区の担い手へ農地集積を進め、新規就農者を1名以上確保する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

日名倉山中にある文化庁設定の「ふるさと文化財の森」の茅場について、年1回以上行う茅刈り、茅焼き等を通じて、良好な景観形成に努める。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・主食用米である「美作アルプス後山の棚田米(仮称)」を商品パッケージとして、インターネット販売、ふるさと納税の返礼品化、都市農村交流促進施設での店頭販売を促進し、6次産業化の推進を図る。

・棚田における都市農村交流を通じた流動人口の創出・拡大による地域振興

①東粟倉雪まつり雪合戦大会の開催を通じて、関係人口の増加を図る。

令和6年度までに第10回記念大会を開催し、150名の関係人口の増加を目指す。

②岡山・兵庫県境トレイルランの開催を通じて、関係人口の増加を図る。

年に1回開催し、令和6年度までに50人以上の関係人口の増加を目指す。

○ 後山(中筋道仙寺)・後山(入谷)集落協定(美作市)

取組期間: 令和4年度～令和6年度(3年間)

棚田地域振興活動加算

現状

取組期間の開始年度における地域の現状

ア 棚田等の保全

本地域は人口減少(2011年428人→2021年331人)や高齢化(2021年高齢化率47.1%)により過疎高齢化が顕著な地域であり、農業者の減少が懸念されている地域となっている。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

日名倉山には広大な茅場があり文化庁から「ふるさと文化財の森」認定をうけているが、過疎高齢化により管理する人材の不足が懸念されている。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

現在、本地域の水稻は農協等に出しており、独自の商品等は無い。

また、集落協定として棚田を活用したイベントは実施していない。



岡山県最高峰後山の麓で育った棚田米

目標達成に向けた活動計画

ア 棚田等の保全

集落協定や地元営農組織を中心とし、若手農業者に技術指導や農業機械の共同利用などフォローアップを行うことで、新規就農者を確保する。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

共同活動として年一回以上茅場管理(茅焼き・茅刈り等)を行う。



茅焼き

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

「美作アルプス後山の棚田米(仮称)」のパッケージ開発や計量器付き包装機器等を取入れ商品競争力を高め、農家所得の向上を図る。

また、関係人口の増加を目的に棚田を活用したイベントに主体的に取り組む。

達成目標

取組期間最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標

ア 棚田等の保全 新規就農者1名以上の確保

令和4年度実績: 集落協定で話し合いの場を設ける等新規就農者の候補を検討した



東粟倉棚田

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

年一回以上茅場管理を通じて文化遺産である茅場を継承していく。

令和4年度実績: 茅焼き(4月)、茅刈り(11月)の実施

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

「美作アルプス後山の棚田米(仮称)」関連商品を1品以上開発する。

また、関係人口の増加を目的に、棚田を活用したイベントを年一回以上開催する。

令和4年度実績: 地元産ヒメノモチを使用したバック餅を試作

資料No. 3-1

令和5年度
岡山県日本型直接支払等推進委員会資料

令和4年度 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

令和5年8月

岡山県農林水産部

環境保全型農業直接支払交付金

1 目的

環境に対する関心の高まりを背景に、平成 23 年度から環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の低減など、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援し、環境保全型農業の面的拡大を図っている。

なお、平成 27 年度からは多面的機能発揮促進法が施行され、日本型直接支払制度の 1 つとして実施されている。

2 事業内容

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対し、取組面積に応じた支援を実施する。

対象活動（主なもの）		交付単価
有機農業（化学肥料・化学合成農薬を使用しない農業）		12,000 円/10a (そば等雑穀・飼料作物：3,000 円/10a)
5 割低減 (化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減)	カバークロップ	6,000 円/10a
	堆肥の施用	4,400 円/10a
	リビングマルチ	5,400 円/10a
	小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子使用	3,200 円/10a
	草生栽培	5,000 円/10a
	秋耕	800 円/10a



カバークロップ



アイガモ有機農業

3 令和 4 年度事業実績

区分	有機農業	カバークロップ	堆肥の施用	秋耕	計
取組面積	118.2ha	107.2ha	28.3ha	11.8ha	265.6ha
対前年比	113.7%	119.9%	463.9%	116.8%	126.7%
前年度面積	104.0ha	89.4ha	6.1ha	10.1ha	209.6ha
市町村数	12	9	5	3	14
交付金総額	14,732 千円	6,433 千円	1,247 千円	95 千円	22,506 千円 (うち県費 5,627 千円)

※負担区分 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(備考) 日本型直接支払制度

多面的機能発揮促進法（施行：H27.4.1～）に基づき、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、国・県・市町村・農業者団体は、各々指針・方針・計画を策定し、それらに即し事業を実施する。

多面的機能支払

中山間地域等直接支払

環境保全型農業直接支払

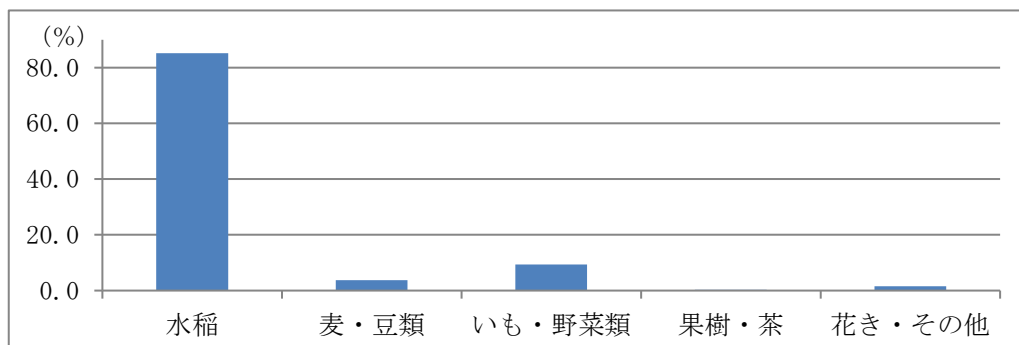
令和4年度環境保全型農業直接支払交付金取組内容（岡山県）

1 取組状況

- 取組市町村数 14市町村
- 交付件数 52件
- 取組面積 265.6ha
- 交付金額 22,506千円（千円未満切り捨て）
- 取組主体 有機農産物の生産集団、集落営農組織、地域の稲作研究会等

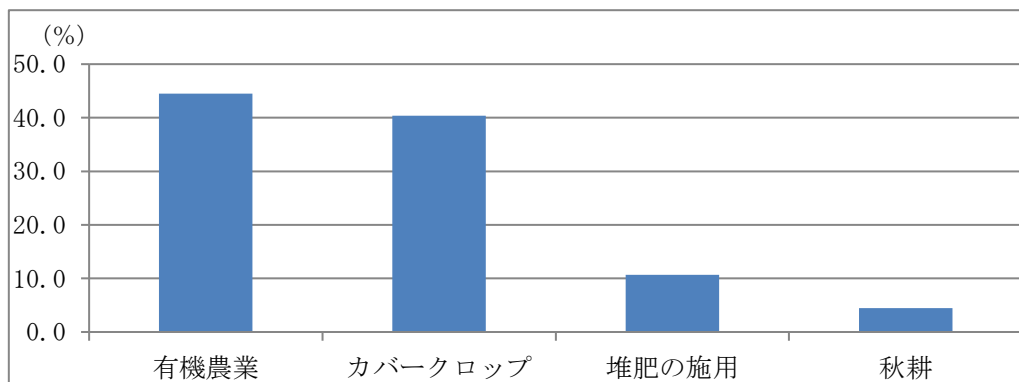
2 取組作物

取組面積：水稲 226.1ha (85.1%)、麦・豆類 9.8ha (3.7%)
 いも・野菜類 24.8ha (9.3%)、果樹・茶 0.8ha (0.3%)
 花き・その他(WCS等) 4.2ha (1.6%)



3 対象活動の状況

有機農業 118.2ha (44.5%)、カバークロープ^o 107.2ha (40.4%)
 堆肥の施用 28.3ha (10.7%) 秋耕 11.8ha (4.5%)、



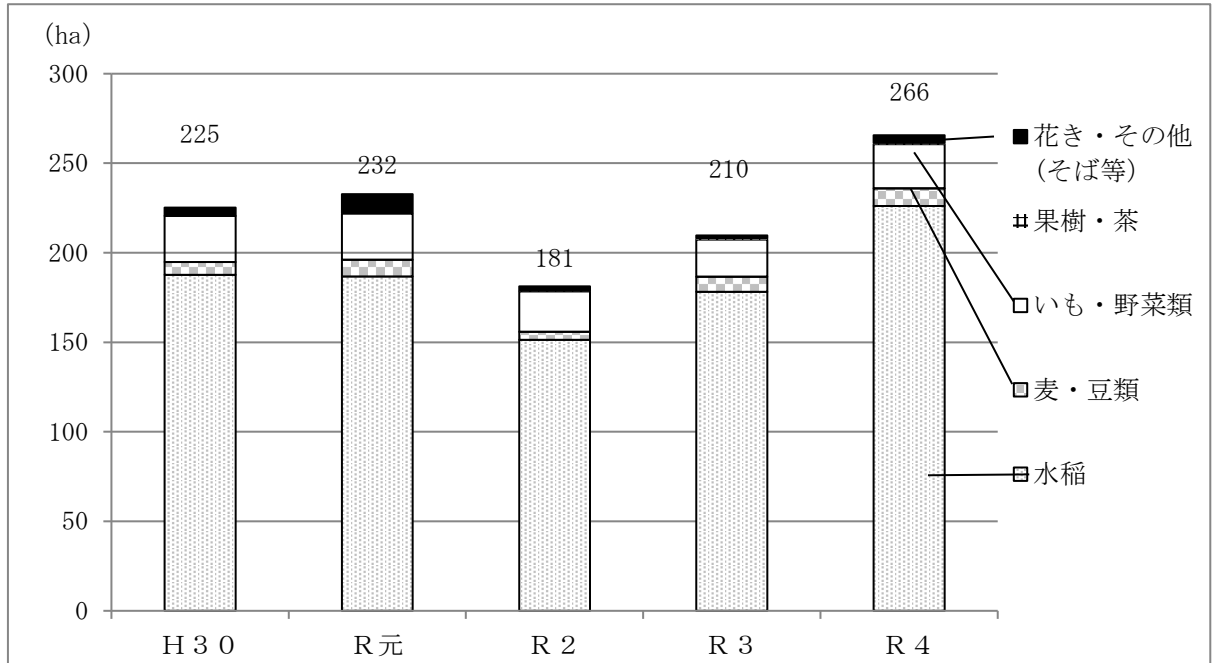
4 取組状況の変遷

項目	H30	R元	R2	R3	R4
交付件数(件)	53	53	41	46	52
取組面積(ha)	225	232	181	210	266
交付金額(千円)	17,389	17,951	16,346	18,464	22,506

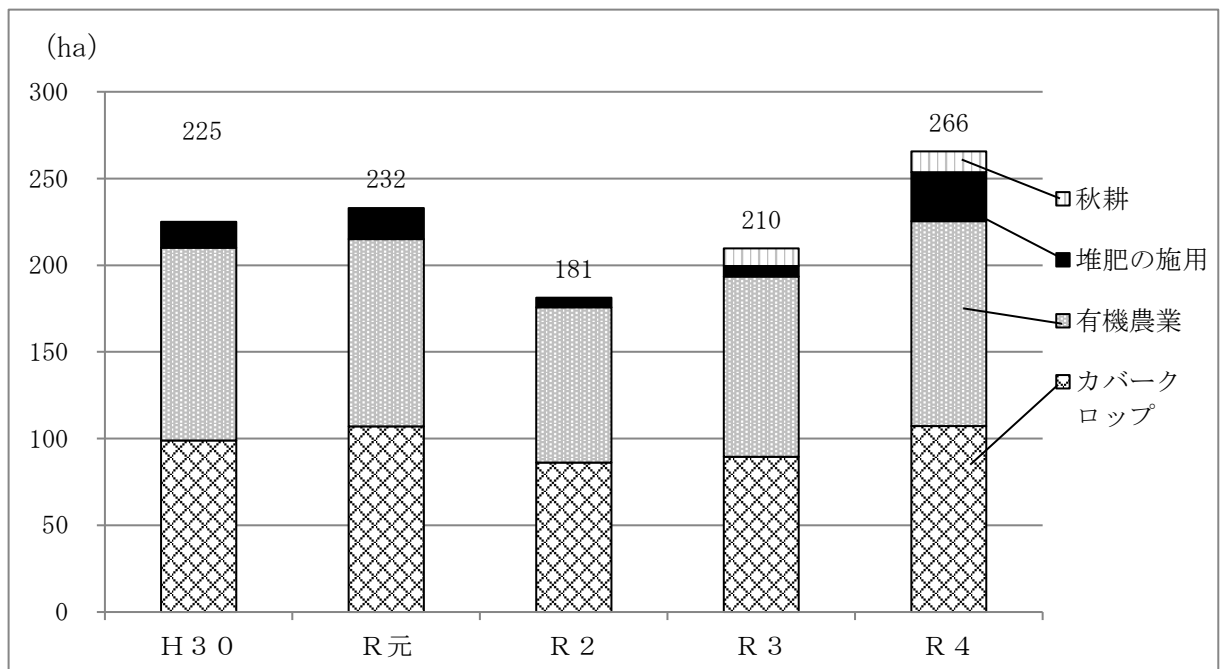
※取組面積は小数点以下四捨五入

取組面積の推移

1 取組作物別



2 対象活動の状況別



過去5年間の環境保全型農業直接支払交付金 県民局別の対象活動取組面積

県民局	対象活動取組面積(a)					
	堆肥の 施用	カバー クロープ ^o	秋耕	有機 農業	合計	
備前県民局	R4	76	2,280	1,183	4,848	8,387
	R3	51	1,374	1,007	4,061	6,493
	R2	0	1,320	0	3,639	4,959
	R元	712	1,168	—	5,198	7,078
	H30	598	701	—	5,402	6,701
備中県民局	R4	0	2,881	0	4,147	7,028
	R3	0	2,917	0	3,850	6,767
	R2	0	3,264	0	3,408	6,672
	R元	0	2,815	—	3,968	6,783
	H30	0	2,788	—	3,978	6,766
美作県民局	R4	2,758	5,561	0	2,821	11,140
	R3	561	4,657	0	2,486	7,704
	R2	550	4,044	0	1,898	6,492
	R元	1,044	6,757	—	1,608	9,409
	H30	927	6,372	—	1,748	9,047
県計	R4	2,834	10,722	1,183	11,816	26,555
	R3	612	8,948	1,007	10,397	20,964
	R2	550	8,628	0	8,945	18,123
	R元	1,756	10,740	—	10,774	23,270
	H30	1,525	9,861	—	11,128	22,514

※秋耕はR2年度から交付金の対象取組に追加。

令和4年度環境保全型農業直接支払交付金 市町村別取組一覧

県民局名	市町村名	合計	対象活動の実施面積(a)				対象作物の実施面積(a)					交付金額 (円)
			堆肥の施用 の取組	カバークロープ の取組	秋耕	有機農業 の取組	水稲	麦・豆類	いも・野菜類	果樹・茶	花き・その他	
備前	岡山市	5,874	61	2,019	771	3,023	5,374	11	453	36		5,153,120
	備前市	493			333	160	333	160				238,040
	瀬戸内市	1,617	15		79	1,523	992	125	473	27		1,840,520
	和気町	403		261		142	316		87			350,600
	県民局計	8,387	76	2,280	1,183	4,848	7,015	296	1,013	63		7,582,280
備中	倉敷市	5,649		2,502		3,147	5,483	6	160			5,431,600
	井原市	215				215	28		187			258,000
	総社市	1,061		379		682	755	25	281			1,045,800
	高梁市	103				103	103					123,600
	県民局計	7,028	0	2,881		4,147	6,369	31	628			6,859,000
美作	津山市	5,266	2,214	1,383		1,669	4,336	431	72	12	415	3,806,760
	真庭市	702	407	88		207	518	54	130			480,280
	美作市	732				732		167	565			1,008,200
	新庄村	1,439	137	1,089		213	1,368		71			969,280
	鏡野町	898		898			898					538,800
	奈義町	2,103		2,103			2,103					1,261,800
	県民局計	11,140	2,758	5,561		2,821	9,223	652	838	12	415	8,065,120
合計		26,555	2,834	10,722	1,183	11,816	22,607	979	2,479	75	415	22,506,400

※飼料用稲は水稲ではなく、花き・その他に計上

中国四国地域における取組状況の推移（平成30年度～令和4年度）

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度 (見込み)
鳥取県	取組件数（件）	47	44	40	41	41
	実施面積（h a）	499	497	556	527	451
	交付額（千円）	32,135	32,882	32,050	28,721	28,134
島根県	取組件数（件）	89	86	78	80	83
	実施面積（h a）	1,346	1,443	1,401	1,459	1,480
	交付額（千円）	83,346	87,927	87,361	90,423	93,245
岡山県	取組件数（件）	53	53	41	46	52
	実施面積（h a）	225	233	181	210	266
	交付額（千円）	17,389	17,951	16,346	18,464	22,506
広島県	取組件数（件）	60	58	57	57	64
	実施面積（h a）	575	518	561	585	692
	交付額（千円）	28,957	26,459	30,667	33,647	38,328
山口県	取組件数（件）	50	46	41	39	36
	実施面積（h a）	450	459	448	444	423
	交付額（千円）	30,009	30,163	29,291	28,867	27,849
徳島県	取組件数（件）	35	29	41	40	42
	実施面積（h a）	119	112	146	151	181
	交付額（千円）	9,269	8,668	16,066	16,678	19,628
香川県	取組件数（件）	20	21	17	18	18
	実施面積（h a）	89	100	103	109	110
	交付額（千円）	5,755	6,684	7,591	7,827	8,262
愛媛県	取組件数（件）	23	24	22	23	22
	実施面積（h a）	223	219	202	191	176
	交付額（千円）	17,801	17,511	21,547	20,421	19,863
高知県	取組件数（件）	36	30	29	30	31
	実施面積（h a）	192	184	186	210	195
	交付額（千円）	13,012	12,612	16,705	18,409	17,118
中四国 合計	取組件数（件）	413	391	366	374	389
	実施面積（h a）	3,719	3,766	3,784	3,886	3,974
	交付額（千円）	237,673	240,858	257,623	263,457	274,933

※4年度数値については現在とりまとめ中のため、今後変更する可能性有り

環境保全型農業の推進状況



岡山市北区平山 岡山市高松有機無農薬野菜生産組合みどり会（9戸、206a）

- ・高松地区での有機無農薬野菜栽培は昭和56年に始まり、昭和59年に「みどり会」結成。
- ・安定した周年出荷のため、少量多品目生産（年間50品目程度）に取り組む。
- ・防虫ネット及びマルチの利用などの物理的防除、輪作や台木の利用による耕種的防除及び天敵の活用による生物的防除を組み合わせ、病害虫発生対策をしている。



倉敷市下庄 庄地区無農薬研究会（2戸、2180a）

- ・平成7年に有機農業を開始し、水稻（にこまる、朝日、ミルキークイーン等）を栽培。
- ・機械除草を行い、自家製のぼかし肥料と鶏糞により土づくりをしている。
- ・約9割が契約栽培で、県内外の食料品店や酒造会社へ販売している。



新庄村 メルヘンの里愛ガモ稲作の会（5戸、213a）

- ・平成8年に有機農業を開始し、水稻（コシヒカリ）を栽培。
- ・合鴨による除草や堆肥等の施用に取り組んでいる。
- ・全国の消費者、道の駅などへ販売している。

岡山県みどりの食料システム戦略基本計画

令和5(2023)年3月17日

岡山県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市
笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市
備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市
美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町
矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町
西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4(2022)年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第16条第1項の規定により、この基本計画を策定する。

1 岡山県農林水産業の概要

岡山県では、瀬戸内の温暖な気候と恵まれた自然条件、大消費地の近畿圏に近い高速交通基盤等の優位性を生かして、農産、園芸、畜産などの多彩な農林水産業が展開されてきた。

南部では、古くから発展した稲作のみならず、県を代表する桃やぶどうなどの果樹栽培や、野菜・花き等の施設園芸栽培が盛んで、農林水産業は地域の基幹的産業として重要な位置を占めている。

また、中北部地域では、気象条件を生かして、黒大豆やぶどう、トマトなどの野菜、畜産業などが盛んである。

一方、農林水産業を取り巻く環境は厳しく、人口減少による過疎化の進行や国内市場の縮小、高齢化による担い手の減少、荒廃農地（耕作放棄地）の増加等による生産活動のさらなる低下が懸念されている。

こうした状況を打破するため、県では「くだもの王国おかやま」の確立や、生産から販売までマーケティングとブランディングの一体的な戦略展開、供給力の強化に向けた産地の規模拡大や生産性向上の取組を進めているほか、力強い担い手の確保・育成と、これら担い手への農地の集積・集約化を進め、魅力ある産業としての農林水産業の確立を目指している。

2 環境保全型農林水産業への取組

本県では、昭和63(1988)年度から全国に先駆けて、岡山県有機無農薬農業推進要綱を策定し、化学肥料や農薬に依存しないで、有機物を中心とする土づくりを基本に、自然の生態系を重視した、「おかやま有機無農薬農産物」の生産振興、販売促進を図ってきた。また、国内外で有機農産物の需要が拡大傾向にあることなどから、さらなる生産拡大を推進し、ブランド力強化、供給力強化を図ることとしている。

令和5(2023)年3月に策定した岡山県有機農業推進計画では、国際水準以上の有機農業（有機JAS取組水準以上）を推進し、その支援に努めることとする。

また、有機農産物の生産拡大に向け、化学肥料・農薬の使用を低減して生産する特別栽培農産物等の環境に優しい農業で作られた農産物の生産振興も併せて進める。

さらには、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業の持続発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援し、環境保全に効果の高い営農活動を推進する。

3 基本計画策定の背景

これまで、県はおかやま有機無農薬農業をはじめとした環境保全型農林水産業に取り組んできたが、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、将来にわたって農林漁業及び食品産業の持続的発展と国民に対する食料の安定供給を確保する観点から、国において令和3(2021)年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定された。

さらに、令和4(2022)年7月にはこの戦略を法的に位置づける「みどりの食料システム法」が施行され、国が公表する基本方針に基づき実質的な取組の運用が開始された。

岡山県においても、基本方針を踏まえた県と市町村の共同計画である基本計画を策定し、この基本計画に基づき、農林漁業者が作成する「環境負荷低減事業活動実施計画」を県が認定し、税制や資金の特例等のメリット措置により環境負荷低減事業活動を支援することとする。

また、県と市町村が連携して有機農業の集団化を進めるなど、特定区域の設定、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定等により、税制や金融支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続のワンストップ化を図ることにより、地域のモデル的な取組の創出と横展開を図ることとする。

4 基本計画の内容

(1) 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷低減に関する目標

- ・令和12(2030)年度までに国際水準以上の有機農業の取組面積 300haに拡大

(2) 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

化学肥料や農薬を一切使用しない「おかやま有機無農薬農産物」や化学肥料・農薬の使用を低減する取組を広げるとともに、農産物の安全性確保につながる国際水準GAP(農業生産工程管理)の普及や化学肥料・農薬の適正使用の徹底等を通じて環境保全型農林水産業を推進するとともに、次に掲げる事業活動に取り組む。

※別紙1「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン(令和3(2021)年3月策定)」71ページ参照

ア 国際水準以上の有機農業の推進の取組を行う事業活動(1号活動)

次の生産方式による農産物の生産を行う取組を進める。

①おかやま有機無農薬農産物

有機JAS規格(植付け前等2年以上の使用禁止資材を不使用、使用禁止資材の飛来防止措置の実施等)を満たした上で、化学肥料や農薬を一切使用しない。

②国際水準以上の有機農業

有機JAS規格を満たしていること。

※別紙2「岡山県有機農業推進計画」(令和5(2023)年3月策定)参照

イ 土づくり、化学肥料、化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）

各農作物における持続性の高い農業生産方式の導入にあたって、①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術の取組を進める。

また、実施計画の作成に当たっては、上記①～③の区分に記載された技術からそれぞれ、1つ以上の技術が実施され、新たな技術の導入が1つ以上であること。各技術の詳細は「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」の別表に定められた各品目ごとの持続性の高い農業生産方式の内容、使用の目安、慣行レベルを参考とすること。

※別紙3「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12(2000)年3月1日付け、農営第721号）」参照

ウ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

岡山県内の温室効果ガス排出量は減少傾向にあるが、県は令和2(2020)年7月に2050年カーボンニュートラルを宣言していることや、地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出量削減が求められており、引き続き農林水産分野では省エネルギー性能の高い園芸施設や農業機械、漁船等の導入の必要性が高まっていることから、具体的に次の取組を進める。

①水田における取組

水田の長期中干しや、収穫後（秋季）の耕うんの実施等の取組、農業機械の省エネルギー化、電動化の取組等

②畑における取組

農業機械の省エネルギー化、電動化の取組等

③施設園芸における取組

既存加温機と比較して燃油使用量削減効果の高い加温機への変更や、施設内における保温性向上に資する取組、施設内の暖房効率向上の取組等

④家畜排せつ物の管理方法の取組

好気的な発酵を促すための強制発酵方式の取組、堆積発酵における切り返し頻度の変更、エアレーションの取組等

⑤放牧の取組

適正な頭数規模での放牧の取組

⑥給与飼料における取組

アミノ酸バランス改善飼料や脂肪酸カルシウム給与の取組等

⑦林業における取組

林業における省エネルギー機器の導入及び木質バイオマスの再生可能エネルギーとしての活用促進（みどりの食料システム法第19条第3項等の措置）による燃油使用量削減の取組

⑧水産業における取組

省エネルギー型の漁船用エンジン導入等による燃油使用量削減の取組等

エ その他の環境負荷低減に資する事業活動

その他、みどりの食料システム法施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動について推進する。

(3) 特定区域を定めるにあつては、次に掲げる事項

特定区域の設定なし

(4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たり活用することが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

ア スマート農業に係る機械メーカー等との連携

スマート農業は、作業の省力化・軽労化のみならず、データの活用により資材投入等の適正化に寄与し、環境負荷低減事業活動への寄与も期待できる新技術である。これまで、県内大学等の教育機関、農業機械メーカーなどの民間企業、農業団体と連携し、スマート農業に関する研究や技術開発、現地での実証を進めており、引き続き、連携を強化する。

スマート農業に関する技術は日々進化しており、常に最新の情報を収集することが重要であることから、スマート農業に関する国の動向や試験研究情報を注視するとともに、国や機械メーカー等が開催する説明会や実演会に参加するなど、積極的な情報収集を行う。

イ 新品種の育成・新技術の開発

農林水産総合センターでは、環境負荷低減や気候変動等に対応し、かつ、消費者や実需者のニーズに対応した高品質で作りやすい県独自品種の育成や、高付加価値化、省力・低コスト化等に対応した新技術の開発を行う。

(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物については、これに加えて追加的コスト（労働賃も含めた掛かり増し経費）や高度な生産技術が必要である一方で、それを販売価格に転嫁するのが難しいといった課題がある。

このため、こうした生産現場の努力や環境に配慮されて生産された農林水産物の価値について消費者の理解を深める活動を推進し、付加価値を付けた農林水産物の販路拡大を実施することとする。

特に、表示が可能な有機農産物については、次のような項目につき積極的な取組を展開することとする。

- ・販売機会の多様化に向けた施策
- ・消費者等の理解増進に向けた施策
- ・有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

※それぞれの項目の詳細は、別紙2「岡山県有機農業推進計画」P6～7参照

(6) 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たり、特定区域の設定を通じて地域のモデル的な取組を創出し、その事例の横展開が図られるよう、行政団体、農業団体、企業等から構成される協議会を構築し、情報共有と連携を図ることとする。

また、みどりの食料システム戦略関連予算、税制の特例、資金の特例、行政手続のワンストップ化など国の施策を活用するとともに、県や市町村段階においても農林漁業者のニーズを把握しながら、必要な施策を講ずることとする。

5 本計画を作成するに当たり参考とした計画

別紙1 「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3（2021）年3月策定）」

別紙2 「岡山県有機農業推進計画（令和5（2023）年3月策定）」

別紙3 「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12（2000）年3月1日付け、農営第721号）」